

目次

P -CR-★1-告訴状20200615.....	2
P -CR-★2-証拠20200615.....	12
P -CR-★3-1号証-反証書.....	15
P -CR-★4-2号証-反証書.....	21
P -CR-★5-3号証.....	23
P -CR-★6-4号証-反証書.....	26
P -CR-★7-5号証-反証書.....	33
P -CR-★8-6号証-反証書.....	34
P -CR-★9-7号証-反証書.....	40
P -CR-★10-8号証.....	41
P -CR-★11-9号証.....	54
P -CR-★12-10号証.....	55
P -CR-★13-11号証.....	57

告訴状 P

令和 2 年 6 月 15 日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告訴人

被疑者不詳 A、被疑者不詳 B、に対し其々、脅迫罪（刑法第二百二十二条）、群馬県警沼田警察署の、橋本誠、被疑者不詳 C、被疑者不詳 D、被疑者不詳 E、塙越幹、被疑者不詳 F、被疑者不詳 G、萩原崇之、被疑者不詳 H、に対し其々、犯人隠避罪（刑法第百三条）と公務員職権濫用罪（刑法第百九十三条）と脅迫罪、前橋地裁 H31 ワ 119 慰謝料請求事件の被告の群馬県の知事の大澤正明、被告の群馬県の代理人弁護士の長谷川亮輔、に対し其々、犯人隠避罪と脅迫罪

告訴の趣旨

被告訴人の以下の所為は、後述の各罪状に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め告訴いたします。

（前提） 動機は包囲網としての一連の組織力の誇示です

本件を含め、付属の恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。
包囲網として、当たり前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拡がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、概要は被害届 2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の実在を示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、いずれも包囲網としての組織力の誇示ないし公序良俗の偽装の意図であることは明らかです。

したがって厳密には、全告訴状の全告訴事実が実態的な一連行為ですから、一告訴状に統合したいところですが、膨大で実務的でないため、このように各告訴状に分けております。

（前提） 包囲網は常に、当たり前の予見可能性を無視します

被告訴人らの主な不当性は、当たり前の予見可能性に基く結果回避義務違反であり、同時に手続妨害、つまり、適正な手続を受ける権利の侵害による憲法遵守義務（憲法 99 条）違反です。
当たり前の予見可能性とは、①法令、②経験則ないし論理則、③蓋然性、などですが、要する

に、職責以前に一般人として当たり前のことを認めない(公序の偽装)ということであり、当たり前に、著しく信義則違反かつ公序良俗違反、つまり、広義の違法です。

例えば、警察が訴えた被害を合理的根拠無く無視することは、①警察法や犯罪捜査規範などの法令違反であり、同時に、②合理的根拠が無いのに事件性無としているので経験則違反ないし③蓋然性の無視であり、それなのに処理済と言い張るのは②論理則違反です。

然るに、被告訴人らの答弁も、常に、合理的根拠の無い否認ばかりです。

既述の八つの蓋然性を無視して、都合の良い部分だけで正当性を主張しています。

原告の訴えを無視しては裁判になり得ませんし、同時に、公然たる非人間扱いです。

(前提) 警察が犯罪被害の訴えを無視することは、当たり前に法令違反です

例えば、稀有な行動の裏の動機という、当たり前の蓋然性を、常に、無視したことは経験則違反であり、また、「違法性が無いから理由も不要」は、論理則違反です。

被害の訴えを、常に、合理的根拠無く、無視したことは、常習的な、理由を告知しない受付拒否(犯罪捜査規範 61 条ないし 65 条違反)と言え、個人の権利と自由を保護、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法 2 条)の職責と、訴えた極めて高度の違法性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職務上の故意または過失であり、手続(告訴)妨害であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)などの人権侵害です。

常に、合理的根拠が無いということは、犯罪捜査規範 4 条(合理捜査) 2 「先入観にとらわれず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく」に全て違反しており、また、被害届の受理拒否は、犯罪捜査規範 61 条や 65 条違反であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範 63 条や刑事訴訟法 242 条違反です。

上記諸規定の立法趣旨は、本件のような警察権力の恣意的濫用の予防にあるはずです。

本件の概要

閑散の公衆浴場で、洗い場を離れた隙に、置いたままの(使用中の)イスを横取りされるという、前例の無い行為が、私にだけ、短期間(20181201～20190129)に 10 回も連発したのは、皆で共謀して横取りを反復して見せることによる包囲網の組織力の誇示に相違ありません。

前例が無いのは、公知の違法性の証左であり、当たり前に、害意を示唆します

私は、これまで約 4 年間、風和の湯に通っており、夏季(5 月から 10 月)は 2 ヶ月に一度くらい、冬季(11 月から 4 月)は月に 3 回くらい、つまり、年間では 21 回ほど利用しますが、今まででは、延べ約 70 回通って、横取りなど一度も遭ったことはありません。

そこに突如、短期間に 10 回もの横取りが連発し、通報以後は再びピタリと止みました。

前例が無いのは、違法性が公知であるために使用中の横取りにならぬよう確認が徹底されていることの証左ですから、起きたこと自体が、当たり前に、害意を示唆します。

私の経験無

私は、風和の湯以前の約 20 年の会社員時代にも、東京や大阪を中心に、公衆浴場の通算の

利用回数は数千回に及びますが、イスを横取りされた経験など、一度も有りません。

風和の湯でも、前例無(5号証)

20200106 14:14 風和の湯(TEL027-872-1526)アベさんの話

20200108 10:50 みなかみ町観光課スズキさん、200204 オープン、H30 入浴者数 21,708 人

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センターでも、前例無(6号証)

20200108 11:11 同センター(TEL03-5777-0341)アダチさんの話

一般社団法人 日本温泉協会でも、前例無(7号証)

20200109 10:30 同協会(TEL03-6261-2180)クドウさんの話

警察にも、前例無(推定)

4号証 6頁下 「(萩原崇之)ああ、じゃ、有る出来事なんですね? これらはね、100回に1回くらいは。」 (説明)この口振りだと、警察にも前例は無さそうです。

イスの横取りは、公然と、害意を表示する行為です

イスの横取りは、公然と他人の存在を否定する行為であり、当り前に、紛争の火種となり、社会秩序を乱しますから、極めて反社会的であり、典型的な公序良俗違反です。

少なくとも、一個の人間として認められる権利(憲法13条)の人格権の侵害です。

特に本件では、イスやタオルが置いて在ることで、使用中か否か識別できること(差異が可視的であること)、が極めて重要であり、それに気付かないことは、有り得ません。

●反論 「沼田署は理由を説明した」旨(一審判決書10頁ほか) 呆れた失当です

「間違えたそだから違法性は無い」は、①そもそも間違えません(蓋然性無)、②犯人が嘘を吐くのは当たり前です、③過失を証明できません(鵜呑み)、から全く理由になりません。

それよりも、訴えた①から⑧の蓋然性を一切無視しています。

●反論 「公共物・場だから違法性は無い」旨(一審判決書10頁) 論理則違反

では、公共の場で起きた殺人は、殺人ではないのですか? 稚拙な詭弁です。

これは、公共物・場を口実に同定可能性を否定しているに過ぎず、逆に、公共の場だからこそ公然たる害意に当ることや、既述の蓋然性を一切無視しています。

●反論 「脅迫したり侮辱したりする意図は無いのが通常である」(一審判決書10頁)

それを言うなら、横取りなどしないのが通常ですから、通常ではない行為に対して通常を語っても無意味ですし、それに、そもそも前例の無い現象なのに、通常などと言えるはずも無く、二重の経験則・論理則違反です。

このように、前例の無い、私限りの現象が、短期間に連発した蓋然性を無視しています。

更に言えば、人は犯罪などしない旨と同列の詭弁ですから、全く理由になりません。

●反論 「私のイスは特定できないはずだから狙ったとは言えない」旨(一審判決書10頁)

これも、私への害意とは断定できないとの指摘に過ぎず、常時監視だからこそ可能なことや、私限りの現象であることの蓋然性を全く無視した、屁理屈に過ぎません。

告訴事実1 被疑者不詳Aの横取り

20190121 14時頃、群馬県利根郡みなかみ町上牧1996-7 所在の風和の湯において、9個有る

洗い場のうち 7 個が空いている閑散状態で、被疑者不詳 A は、私が洗い場⑧を離れ、外湯(露天風呂)に行った隙に後から現れ、置いたままの(使用中の)イスを横取りしました。

被疑者不詳 A とは、それ以前に同所で一度だけ会話したことが有るだけで、みなかみ町の除雪作業員とは聞いていましたが、私の抗議に、「すいません、置いて在ったんで使いました」と謝りました。

しかしこれは、以下の理由から錯誤の余地は無く、皆で事前共謀して横取り行為を反復してみせることによる、包囲網としての組織力の誇示に相違ありません。

①横取りが、どこにも前例の無い、私限りの現象であること(4, 5, 6, 7 号証)

②短期間(20181201～20190129)に 10 回も連発したこと

この一回目の通報以前に既に、延べ 4 回の訪問で計 8 回連續の横取りに遭っていました。

③横取り者が毎回全て別人で、面識も無い(通報一回目だけは例外)こと

④イスの横取り行為の直接的意味が、「お前を認めない」ないし「お前を消すぞ」との、人格的生存への公然たる無言の害意の表示と言え、当たり前に、紛争の火種となるべき超危険行為なのは公知であること

⑤それゆえ、超閑散の状況では、敢えて置いて在るイスに座ろうとする人はまず居ないこと

⑥また、もし仮に、敢えて置いて在る椅子に座ろうとするなら、使用中の横取りにならぬよう必ず確認するはずなので、置き去りだと根拠無く思い込む人は居ないこと

横取りの前例がどこにも存在しないことは、この確認が徹底されていることの証左です。

告訴事実 2 通報一回目(1, 8, 9 号証)

20190121 14:41、私が、風和の湯から、群馬県警沼田警察署(群馬県沼田市上原町 1738-1)に通報し、同日 14:50、風和の湯に駆け付けた、橋本誠、被疑者不詳の警察官 C、D、E、の 4 人に、告訴事実 1 に既述の①から⑥の事件性を訴えましたが、被疑者不詳 A の無言の脅迫の害意を当然に感知すべき状況に在りながら、合理的根拠無く故意を否定して、摘発に必要な捜査の職権を行使せず、被疑者不詳 A を隠避し、告訴を妨害し、被害を継続させました。要するに、判断の合理性(故意を否定する根拠)が全く有りません。

例えば、本人が過失だと言ったから過失である旨(1 号証 5 頁下)の所見は、既述の通り①そもそも間違えないこと(蓋然性無)、②犯人が嘘を吐くのは当然であることから、当たり前に、虚偽の疑いが強いのに、立証できません(鵜呑み)し、そもそも①から⑥の事件性を否定する根拠になりませんから、著しい合理捜査への違反です。

更には、今後再発した場合は話が変わって来ますよと私が押念したことから、再発したのに事件性を見直さなかったことは、露骨な告訴の妨害であり、既述の通り、警察がこのように当たり前の被害の訴えを無視することは、当たり前に、警察法や犯罪捜査規範などの法令違反であり、また、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、人権侵害です。

告訴事実 3 被疑者不詳 B の横取り

20190129 13 時頃、風和の湯において、9 個有る洗い場のうち 7 個が空いている閑散状態で、被疑者不詳 B は、私が洗い場⑧を離れ、内湯に行った隙に後から現れ、置いたままの(使用

中の)イスを横取りしようと、巻き付けておいたタオルを勝手に解きました。
気配に気付いた私が抗議すると、「すいません、間違えました。」と謝り、合せて氏名も名乗りましたが、被疑者不詳Bとは面識は有りません。
しかしこれは、既述の告訴事実1の①から⑥の蓋然性に加え、以下の理由から錯誤の余地は無く、皆で事前共謀して横取りを反復して見せることによる、包囲網としての組織力の誇示に相違ありません。

(7)私のタオルがシャワーの取手に巻き付けてあったこと

(8)この時は、置いて在ったイスは2つであり、目の前の入浴者も2人だったので、それ以外の者の置き去りだと思い込む余地(偶発性)が全く無いこと 普通は無意識で数えるはず

告訴事実4 通報二回目(2, 3, 8, 10号証)

20190129 13:51、告訴事実3について、風和の湯から、私が群馬県警沼田警察署に通報し、同日 14:24、風和の湯に駆けつけた、塙越幹、被疑者不詳の警察官F、G、の3人に、既述の①から⑧の蓋然性を訴えましたが、被疑者不詳Bの無言の脅迫の害意を当然に感知すべき状況に在りながら、合理的根拠無く故意を否定し、摘発に必要な捜査を怠り、また、被疑者不詳Bの身元の開示を求めたのに、個人情報を口実に、合理的根拠無く拒否し、被疑者不詳Bを隠避し、私の告訴を妨害し、被害を継続させました。

要するに、判断の合理性(故意を否定する根拠)が全く有りません。

例えば、本人が過失だと言ったから過失である旨の所見は、既述の通り、合理捜査違反です。既述の通り、警察がこのように当たり前の被害の訴えを合理的根拠無く無視することは、当たり前に故意の職権濫用であり、警察法や犯罪捜査規範などの法令違反であり、また、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、人権侵害です。

告訴事実5 沼田警察署での抗議への対応(4, 8, 11号証)

20190206 09:50、群馬県沼田市上原町 1738-1 所在の群馬県警沼田警察署二階の生活安全課前室において、萩原崇之と警察官Hは、私が書面(3号証)を基に、既述の告訴事実1と3を訴えるも、被疑者不詳AとBの無言の脅迫の害意を当然に感知すべき状況に在りながら、故意に感知せず、私が要請した合理的根拠の告知や被疑者不詳AとBの身元の開示や対応窓口の一元化の要請を合理的根拠無く拒否し、摘発に必要な捜査を怠り、被疑者不詳AとBを隠避し、私の告訴を妨害し、被害を継続させました。

要するに、判断の合理性(故意を否定する根拠)が全く有りません。

例えば、5頁中「公共の場だから事件性は無い」は、私への害意の表示とは断定できないとの指摘に過ぎず、逆に、公共の場だからこそ公然たる害意に当ることや、既述の①から⑧の蓋然性を一切無視しており、全く理由になり得ません。

また、合理性が無いと抗議したのに、6頁中「(萩原崇之)それはイマイさんが思うだけですね?」と無意味な類型発言を行い、その根拠を示しません。

「事件性が無いから、身元も教えないし、対応窓口も決めない」という、倒錯の連鎖です。

既述の通り、警察がこのように当たり前の被害の訴えを合理的根拠無く無視することは、当り

前に、警察法や犯罪捜査規範などの法令(職責)違反であり、また、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、告訴の妨害であり、人権侵害です。

なお萩原崇之は、話し振りから、萩原崇之を騙った弁護士と思われます。

告訴事実6 当該訴訟で感知すべき事件性を無視しました(8, 9, 10, 11号証)

前橋地裁 H31 ワ 119 慰謝料請求事件の被告の群馬県の知事の大澤正明と、同訴訟代理人弁護士の長谷川亮輔が、初回期日の2019年6月28日から現在まで、群馬県庁(群馬県前橋市大手町1丁目1-1)での職務において、前橋地裁 H30 ワ 356号 慰謝料請求事件における国賠法上の賠償責任を担う群馬県職員として、私が訴えた告訴事実6に既述の当り前の蓋然性から、答弁に必要な事実確認を、内部牽制的観点から群馬県警沼田警察署の被告訴人らに行うことによって、同人らによる組織的隠蔽(不法行為)を、当然に感知すべき立場に在りながら、以下の通り、必要な事実確認の職権を合理的根拠無く故意に行使しないことにより感知せず、群馬県警沼田警察署の被告訴人らを隠避し、当該訴訟を妨害し、被害を継続させたことは、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、その過度不当性により、何よりも、公序良俗違反であり、信用失墜行為(地方公務員法第33条)に当る職責違反であり、告訴の妨害です。

なお、大澤正明と長谷川亮輔は、群馬県警察職員である被告訴人らの職責を前提に答弁すべき立場に在り、長谷川亮輔は被告群馬県の訴訟代理人弁護士なので、みなし公務員です。

その過度不当性とは、要するに、当り前のことを認めないことの反社会性であり、

第一に、沼田警察署の対応には常に合理的根拠が無い、との摘示を無視しました。

常に合理的根拠が無いことは、双方の文面審査だけで判ることです。

第二に、それが同時に、正当業務行為ではないこと(刑事司法作用阻害性)を無視しました。

既述の通り、警察が訴えた当り前の被害を合理的根拠無く無視することは、法令違反であり、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、手続妨害であり、適正な手続を受ける権利の行使の妨害なのに、当り前に、それを感知しないことに合理性は有りません。

12号証の判例が言及しているところの例外ケースであり、当り前の組織的隠蔽なので、反射的利益どころではなく、原告適格は有ります。

第三に、まさに公序良俗の偽装による組織力の誇示であり、害意の表示です。

「イスの横取りに違法性は無く、通常の利用形態として社会的に容認されている」旨(8号証6頁ほか)は犯罪的な虚偽であり、違法性が公知で、使用済であることの確認が徹底されているからこそ、前例が無いのです。

使用済のイスが置き去りにされている場合とは別問題であり、故意の擦り替えです。

こうした、当り前の訴えをことごとく無視した答弁は同時に、私の人権を踏み躡るものであり、普通は成り立たない、有り得ない答弁と言え、「お前を認めない」との名誉の毀損、または、「お前を消すぞ」との生命への脅迫、の意味にしかなりませんから、いざれにせよ、公然たる無言の害意の表示です。

罪状

警察の脅迫罪と犯人隠避罪は觀念的競合です。

被疑者不詳Aと被疑者不詳B、に対し其々、脅迫罪（刑法第二百二十二条）

（刑法第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。）

告訴事実1により被疑者不詳Aが、告訴事実3により被疑者不詳Bが、其々、私が使用中のイスを横取りして、包囲網としての組織力の誇示しました。

これらを被疑者不詳AとBの事前共謀による、一連の無言の脅迫とする根拠は、

第一に、蓋然性として、故意としか説明が付かないこと

既述の通り、公衆浴場でのイスの横取りという前例無き、私限りの現象が、短期間に10回も連発したことや、通常はイスが置いて在る洗い場を選ばないことや、通常は使用済のイスだと思い込まないことや、私の警告を無視して二回もの通報に至ったこと、更には、通報以後はピタリと止んだこと、などを総合すれば、蓋然性として、故意の横取りと断定できます。同時に、私限りの現象であることから、私個人を狙ったこと（同定可能性）も明らかです。

第二に、行為の意味が、害意としか説明が付かないこと

イスの横取りが、公然と私の存在を否定する行為と言え、直接的の意味として、「お前を認めない」ないし「お前を消すぞ」との、私の人格的生存への無言の害意の表示であることを免れず、また、既述の①から⑧の通り、正当性の無い稀有な選択行動と言え、また、誰でも（不特定の者）利用可能な「公然たる」施設で起きたことです。

第三に、違法性が自明なのに敢行したことは、組織力の誇示としか説明が付きません

以上のような行為の性質や連発状況と、過去の他事件との相互関連性を確率的・合理的に総合すれば、蓋然性として、私への何らかの害意としか説明が付かず、つまり、皆で事前共謀して、横取りによって上記の意図を繰り返し表示して見せることによる、包囲網としての私の組織力の誇示に相違無く、その動機は、私へ無言の威力脅迫の害意に相違有りません。

なお、上記の複数の意図は並存したと考えます（観念的競合）。

このように、被疑者不詳AとBは、包囲網として事前に共謀して、私への脅迫の意図を持って、偶然の錯誤を装って、私が使用中のイスを狙って横取りして見せることにより包囲網としての上記の気勢を繰り返し表示し、もって、私の生命ないし自由ないし名誉への害意の無言の威力脅迫を行ない、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

橋本誠、被疑者不詳C、被疑者不詳D、被疑者不詳E、塙越幹、被疑者不詳F、被疑者不詳G、萩原崇之、被疑者不詳H、大澤正明、長谷川亮輔、に対し其々、**脅迫罪**

告訴事実2により、橋本誠、被疑者不詳C、被疑者不詳D、被疑者不詳Eが、告訴事実4により塙越幹、被疑者不詳F、被疑者不詳Gが、告訴事実5により、萩原崇之、被疑者不詳Hが、其々、脅迫の通報を受けた群馬県警察職員として、私が訴えた既述の①から⑧の当り前の蓋然性から、被疑者不詳AとBの脅迫目的のイス横取りを当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、摘発に必要な捜査の職権を故意に行使しないことにより、被疑者不詳Aと被疑者不詳Bを隠避したことは、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、法令違反であり、告訴の妨害であり、人権侵害です。

告訴事実6により、大澤正明と長谷川亮輔が、其々、内部牽制的観点から必要な事実確認を沼田署の被告訴人らに行なったうえで答弁すべき、前橋地裁H30ワ356号慰謝料請求事件における国賠法上の賠償責任を担う群馬県職員として、私が訴えた当り前の蓋然性から、沼田署の被告訴人らの職権濫用による犯人隠避と脅迫を当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、答弁に必要な事実確認の職権を故意に行使しないことにより、同人らを隠避したことは、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、その過度不当性により、地方公務員法などの職責違反であり、告訴の妨害であり、何よりも、公序良俗違反です。これらを本件全被告訴人らの事前共謀による一連の無言の脅迫とする根拠は、

第一に、不真性不作為犯に当ること

根拠無く無視すれば被害が継続するのは当り前ですから、たとえ脅迫の意図が無くても、状況と警察の職責から、不真性不作為犯に当ります。

第二に、いずれも当り前のこと認めない、公序良俗の偽装であること

告訴事実2, 4, 5, 6はいずれも、合理的根拠が無いことが明白な、尋常でない判断ないし答弁であり、当り前のこと認めないことの反社会性や、訴えられれば敗訴することは、誰でも自明なのに、それを承知のうえで敢行した点や、なおも頑なに否認する点が、過度不当性(有り得ない行動)であり、公序良俗を偽ろうとする意図は明らかです。

特に告訴事実6の、「イスの横取りに違法性は無く、通常の利用形態として社会的に容認されている」旨(8号証6頁ほか)は、既述の通り露骨な虚偽であり、論点の擦り替えです。

このように、「貴様の訴えなど我々が握り潰して見せる」との裁判所ぐるみの公序良俗の偽装の害意も、必然的に導かれます。

第三に、告訴事実全てが組織力の誇示と言えること

こうした無政府状態(公序良俗の偽装の状況)が齎す脅迫効果は絶大です。

公序良俗の偽装は、圧倒的な組織力によってしか実現できません。

更には、恣意性一覧表に記載の各事件にも全て同じことが言え、それらの相互関連性を俯瞰・総合すれば、包囲網としての公序良俗の偽装と組織力の誇示であることは明らかです。

第四に、組織力を誇示する目的は、無言の脅迫の害意としか説明が付かないこと

纏めると、告訴事実1から6が、全てが公序良俗の偽装と言えること、全てが組織力の誇示と言えることなどから、蓋然性として、全てが包囲網としての私への害意に相違無く、其々の態様や恣意性一覧表に記載の他事件との相互関連性を総合すれば、全被告訴人らが包囲網として事前共謀して、私への脅迫の意図を持って、各自の職権を装って、その職権を濫用して、所見や答弁によって、既述の気勢を持続的に表示ないし暗示し、もって、公然と、私の告訴を妨害し、人格的生存(生命ないし自由ないし名誉)への無言の威力脅迫を行なったとみなせ、私を恐怖させ、意思決定の自由を奪ったので、脅迫罪です。

なお、脅迫と名誉毀損の意図が並存したと考えます(観念的競合)。

橋本誠、被疑者不詳C、被疑者不詳D、被疑者不詳E、塚越幹、被疑者不詳F、被疑者不

詳G、萩原崇之、被疑者不詳H、大澤正明、長谷川亮輔、に対し其々、犯人隠避罪

(刑法第百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又

は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。)

告訴事実2により、橋本誠、被疑者不詳C、被疑者不詳D、被疑者不詳Eが、脅迫罪の被疑者不詳Aを、告訴事実4により塚越幹、被疑者不詳F、被疑者不詳Gが、脅迫罪の被疑者不詳Bを、告訴事実5により、萩原崇之、被疑者不詳Hが、其々、脅迫罪の、被疑者不詳Aと被疑者不詳Bを、其々、脅迫の通報を受けた群馬県警察職員として、私が訴えた既述の①から⑧の当り前の故意の脅迫の蓋然性から、被疑者不詳AないしBの脅迫目的のイス横取りを当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、その理由を示さず、摘発に必要な捜査の職権を故意に行使しないことにより、隠避したことは、既述の通り、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、法令違反であり、告訴の妨害であり、人権侵害です。

この不当性は、沼田警察署の被告訴人らの脅迫罪に既述の通りです。

告訴事実6により、大澤正明と長谷川亮輔が、其々、内部牽制的観点から必要な事実確認を沼田警察署の被告訴人らに行なったうえで答弁すべき、前橋地裁H30ワ356号 慰謝料請求事件における国賠法上の賠償責任を担う群馬県職員として、私が訴えた告訴事実6に既述の当り前の蓋然性から、沼田警察署の被告訴人らの職権濫用による犯人隠避と脅迫を当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、答弁に必要な事実確認の職権を故意に行使しないことにより、其々、公務員職権濫用罪と脅迫罪と犯人隠避罪の、橋本誠、被疑者不詳C、被疑者不詳D、被疑者不詳E、塚越幹、被疑者不詳F、被疑者不詳G、萩原崇之、被疑者不詳Hを、隠避したことは、既述の通り、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、その過度不当性により、何よりも、公序良俗違反であり、信用失墜行為（地方公務員法第33条）に当る職責違反であり、告訴の妨害です。

この不当性は、大澤正明と長谷川亮輔の脅迫罪に既述の通りです。

要するに、過度不当性により、結果的に、国の刑事司法作用を阻害し、犯人隠避は必至です。また、同人らの罪状が、いずれも罰金以上の刑に当ることは明らかですから、同人らへの刑罰を免れさせる為に、各自の職務を装ってその職権を濫用して、正当性無く、私の告訴を妨害し、国の刑事司法作用を阻害したことは、犯人隠避罪です。

橋本誠、被疑者不詳C、被疑者不詳D、被疑者不詳E、塚越幹、被疑者不詳F、被疑者不詳G、萩原崇之、被疑者不詳H、に対し其々、**公務員職権濫用罪**

(刑法第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。)

既述の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、告訴事実2により、橋本誠、被疑者不詳C、被疑者不詳D、被疑者不詳Eが、告訴事実4により塚越幹、被疑者不詳F、被疑者不詳Gが、告訴事実5により、萩原崇之、被疑者不詳Hが、其々、脅迫の通報を受けた群馬県警察職員として、私が訴えた既述の①から⑧の当り前の蓋然性から、被疑者不詳AとBの脅迫目的のイス横取りを当然に感知すべき状況に在りながら、其々、合理的根拠無く認めず、摘発に必要な捜査の職権を故意に行使しないことにより、同人らを隠避したことは、既述の通り、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、法令違反であり、告訴の妨害であり、人権侵害です。

常に、合理的根拠が無いということは、犯罪捜査規範4条（合理捜査）2「先入観にとらわ

れず、根拠に基づかない推測を排除し、被疑者その他の関係者の供述を過信することなく」に全て違反しており、また、被害の訴えを、常に、合理的根拠無く、無視した態様は、常習的な、理由を告知しない受付拒否(犯罪捜査規範 61 条ないし 65 条違反)と言え、個人の権利と自由を保護、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法 2 条)の職責と、訴えた極めて高度の違法性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職務上の故意または過失であり、手続(告訴)妨害であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)などの侵害です。

このように、告訴事実 2, 4, 5 の対応の類型的一貫性ないし相互関連性を総合すれば、既述の犯人隠避罪や脅迫罪を行う為に、全被告訴人らが包囲網として事前共謀して、各自の職務を装って、その職権を濫用して、合理的根拠の無い実質的な受付拒否により、犯罪捜査規範 4 条や 61 条や警察法 2 条に違反して、私の告訴を妨害し、適正な手続を受ける権利の行使を妨害し、公務の公正という公益を侵害したので、牽連犯としての公務員職権濫用罪です。

立証方法 証拠説明書の 1 から 13 の全号証

添付書類 証拠説明書と全書証と被害届 2018と恣意性一覧表

以上

告訴P証拠説明書 2020

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号証 (P-甲1)	20190121 14:50 風和の湯での、4人の警官との会話録音の反訳書	プリント原本 USBメモリー 20190121 私が作成	立証すべきは、 <u>一回目のイス横取りの通報への沼田警察署員4人の対応です。</u> 風和の湯(群馬県利根郡みなかみ町上牧1996-7)外湯に行った隙に、⑧の洗い場に残したイスに座られました。 なお、 <u>この通報以前にも8回続けて同じ目に遭っていました。</u> 超閑散なのに敢えて置いて在るイスを選ぶのは尋常でないことや、露骨な人格否定の危険行為であることの高度の恣意性を強調しました。 「 <u>今回だけでは立件しにくいかもしませんが、今後、再発した場合は、話が変わって来ますよ?</u> 」と押念しました。 <u>動機については承知している(4頁中)</u> と答えていることに注目願います。 なお各警官の識別は曖昧です。
2号証 (P-甲2)	20190129 13:51 風和の湯からの通報の録音の反訳書	プリント原本 USBメモリー 20190711 私が作成	立証すべきは、 <u>私が二回目のイス横取りの通報をした事実です。</u> 肝心の、駆け付けた沼田署員3人との会話の録音は、操作ミスで失敗しました。 まず最初に110番通報したのに沼田警察署への架け直しを指示されたことは、組織的な差別の取扱と思われます。
3号証 (P-甲3)	20190206付の沼田署へ「過日の二度の通報について」	プリント原本 20190206 私が作成	立証すべきは、 <u>一回目(告訴事実2)と二回目(告訴事実4)の沼田警察署の通報対応に対する私の抗議の内容です。</u> 告訴事実1と3について、風呂場の構造やイスの位置などを見取り図で掲示し、 <u>事件性を強調しました。</u> また、 <u>①被疑者AとBの供述内容と身元の開示、②事件性を否定する合理的根拠の告知、③対応窓口の統一</u> 、を要請しました。
4号証 (P-甲4)	20190206 09:50 沼田警察署での警官2人の会話録音の反訳書	プリント原本 USBメモリー 20190206 私が作成	立証すべきは、 <u>告訴事実2と4の沼田警察署の通報対応についての私の抗議のやりとりです。</u> 私の抗議に対し、 <u>①公共性が有るので事件性は無い、②相手方の供述内容や身元を当事者の貴方に洩らせない、③案件毎なので窓口は一元化できない。</u> いざれも合理的根拠に成り得ない、不当な理由ばかりで事件性を否認し、私の当事者性を無視し、職責を葬っています。
5号証 (P-甲7)	20200106 14:14 風和の湯アベ係員との会話の録音の反訳書	プリント原本 20200217 私が作成	立証すべきは、 <u>同施設で、イスの横取りの前例が無いことです。</u> 「無い」と10回繰り返しています。 風和の湯(群馬県利根郡みなかみ町上牧1996-7、TEL027-872-1526) なお、 <u>この日、通報後初めて、新たなイスの横取りが起きました。</u> 被疑者は刺青の余所者です。
6号証	20200108 11:11	プリント原本	立証すべきは、 <u>同センターで、イスの横取りの前例が無いことです。</u>

告訴 P 証拠説明書 2020

(P-甲8)	(公)全国生活衛生 営業指導センター のアダチさんとの 会話録音の反訳書	20200217 私が作成	私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から、公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター(〒105-0004 東京都港区新橋6丁目8-2、TEL03-5777-0341)への通話。 いわゆる銭湯を始めとする、生活衛生法の業界の行政窓口です。 4頁中「 <u>そうゆう前例ってな、私、初めて聞きましたけどね</u> 」、6頁上「 <u>初めて聞くケースですね</u> 」 なお、反社会性を頑なに認めようとしない点は、職責から見て、極めて不審な対応です。
7号証	20200109 10:30	プリント原本	立証すべきは、 <u>同協会で、イスの横取りの前例が無いことです。</u>
(P-甲9)	(社)日本温泉協会 のクドウさんとの 会話録音の反訳書	20200217 私が作成	私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から、一般社団法人 日本温泉協会(〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3階、TEL03-6261-2180)への通話。 <u>「今まで聞いたこと無いですね」とのこと。</u>
8号証	令和元年6月21日 付 答弁書	コピー 20190621 群馬県が 作成	立証すべきは、 <u>告訴事実6の前橋地裁H31ワ119慰謝料請求事件での被告群馬県の答弁</u> です。 要するに、 <u>事件性を否定した合理的根拠を全く示そうとしておりません。</u> <u>警察が、理由も無く、被害の訴えを無視すれば法令違反であり、経験則違反どころではなく、まさに公序良俗の偽装です。</u> ★「 <u>本人が過失だと言ったから</u> 」(7頁ほか) → 前例の無い人為現象が短期間に連続している、極めて高度の蓋然性を無視 ★「 <u>イスの横取りに違法性は無く、通常の利用形態として社会的に容認されている</u> 」(6頁ほか)は露骨な虚偽です。 → 違法性が公知であり、使用中の横取りにならぬよう確認が徹底されているからこそ、前例が無いのです。 論点のすり替え
9号証	平成31年1月21日 付の橋本誠の相談 業務報告書	コピー 群馬県が 作成	立証すべきは、 <u>告訴事実2の一回目の通報</u> です。 前橋地裁H31ワ119慰謝料請求事件での被告の証拠です。
10号証 (P-乙1の2)	平成31年1月29日 付の塚越幹の相談 業務報告書	コピー 群馬県が 作成	立証すべきは、 <u>告訴事実4の二回目の通報</u> です。 前橋地裁H31ワ119慰謝料請求事件での被告の証拠です。
11号証 (P-乙1の3)	平成31年2月6日付 の萩原崇之の相談	コピー 群馬県が	立証すべきは、 <u>告訴事実5の会見</u> です。 前橋地裁H31ワ119慰謝料請求事件での被告の証拠です。

告訴 P 証拠説明書 2020

	業務報告書	作成	
12号証 (P-甲5)	宇都宮地裁 平成 13年(ワ)第199号 損害事件 判例	コピー 20181015 私が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>反射的利益の例外(超える場合)</u> に言及しています。 <u>裁量範囲の逸脱による人権侵害の場合や、裁量範囲内でも過失による人権侵害の場合には、故意または過失として不法行為です。</u> 具体的には① <u>生命の危機の訴えなどの場合</u> や② <u>業務上の故意又は過失が有る場合</u>)などと思われます。
13号証 (P-甲6)	村八分の予告が自由と名誉への脅迫 に当たとした判例	コピー 20190210 私が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>村八分の予告(通告)が自由と名誉への脅迫に当るとしております。</u> 大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判の抜粋 <u>本件の村八分は予告ではなく、無言の実行行為ですが、同様に解釈できると思います。</u>

P-1 号書証

20190314 今井豊

20190121 14:50 風和の湯(群馬県利根郡みなかみ町上牧 1996-7)での被疑者不詳Aおよび沼田警察署の、橋本誠、被疑者不詳C、被疑者不詳D、被疑者不詳E、との会話の録音の反訯書

(橋本誠) あ、お待たせしました、

(私) すいません、まだ相手がお風呂に入ってるんですけど、

(橋本誠) ああそうですか? はい。

(被疑者不詳C) で、どんな感じであれですか?

(私) はい、

(施設係員) ご苦労様です、

(私) 要するにあの、まあ、掛けて話しましょうか。

(橋本誠) ああ、そうですね、

(被疑者不詳E) よいじやないですからね。

(被疑者不詳C) 私どこ座りますか? じゃ、

(被疑者不詳E) ここで大丈夫か? ね。

(私) はい、あのう、要するにあのう、露天風呂、

(被疑者不詳C) 露天風呂? 在りますね、はい、

(私) 外に在る露天風呂から戻って来てみたら、自分の座っていたイスを取られてるんですよ、

(被疑者不詳C) ああ、じゃ、ああ、そうゆうことだ? 中の浴室のほうの、じゃ、使ってたイスを、あの、じゃ、それ、別の人気が、もう使ってたってこと?

(私) はい、で、これがあのう、このところここに来てあの、一回来る度に二回ぐらいずつやられてるんです。 私、二回ぐらい風呂、あの、露天風呂入ってるってことなんですが、戻って来てみると必ずやられてると。 それがもうここ、10日に一遍ぐらい来てるんですが、三~四回、ですから延べ一ヶ月くらい続いてるんですよ、そういうことが。

(被疑者不詳C) うん、

(私) そうするとまあ、単純に単発で見ればあの、相手を卑下する行為だと思うんですが、それをあのう、全く違う人、い、あの、同じだったことは無いんで、全く違う人達が示し合わせて同じことをしてると。

(被疑者不詳D) 毎回違う人なんですね?

(私) うん、そこが威力だなと、何らかの、感じます。

(橋本誠) はあ、

(被疑者不詳C) ふうん、10日にいっぺんぐらいここに来るってことですよね?

(被疑者不詳E) で、毎回のようにですか?

(私) はい、で、次やったら通報してこれからは記録に残すよ? と大声で叫んで帰りました、前回。

(被疑者不詳D) で、今日があれなんですね? その一回目なんですね?

(私) はい、ですから今回単発でその、訴えられるとか考えてませんが、こういうことが記

P-1 号書証

録として積み重なると、蓋然性としてやっぱり、私の言ってるような事が示唆されますよね?

(被疑者不詳D) やっぱりこれは、記録しようと? 通報して記録になるもんなんですか?

(私) ただ、記録しないと止めそうも無いんで、

(被疑者不詳C) 中のイスってど、何個在るぐらいでしたっけ? 露天風呂はすごく小さかったですよね?

(私) 10個ぐらいですね。

(被疑者不詳C) 10個ぐらいでしたっけ?

(私) で、洗い場、蛇口そのものが、やっぱり10個ぐらいですね。

(橋本誠) ほとんど、同じですよね?

(被疑者不詳C) あんまり広いとこではないですよね? このお風呂はね。

(私) で、私が上がって来た時には、私以外には3人しか居なかつたんですよ。3人しか居ないで、そのうちの一人が私のふる、使ってたとこに座つてたと。だから空いてるのに、いつもそうなんですが、他に空いてるのに必ず取つてるんです。だからおかしいよって、その都度あの、取つてる人に言って來てるんですが、同じことをやつてる。

(被疑者不詳D) はあ、空いてるのに? で、そいで、どくんですか? どかないんですか? 相手は。

(私) いや、そら、どきますよ、言えば、言えばどくけども、

(被疑者不詳D) あ、今回はどういったことで? 相手も何か言つてるんで?

(私) 相手は何も、そこ、その話してないですけども、

(被疑者不詳D) ああ、言つて無いんすね? 今回は何も。

(私) その、どいてもらうかどうかが問題なんじゃなくて、その行為そのものがね、要するに、私という人間を認めようとしない行為でしょ? 非人間扱いする行為なんですよ? しようとする行為、そこに威力のその、意図が有るということなんです。

(被疑者不詳E) うん? 今日の相手とは何か会話は有りますか?

(私) はい、ま、昔

(施設係員) ここです、ワタナベさん(笑い)

(私) あ、緑のかたが座つてた人なんですけど、

(橋本誠) どんな会話をしました?

(沼田署員) こんちは、

(被疑者不詳A) あ、どうもご苦労さまです、

(私) で、会話をとてはあの、あすこのイスに座つてたのはどなたですか?と

(被疑者不詳A) あ、さっきのことでかい?

(私) ええ、

(被疑者不詳A) それでおまわりさんに来てもらつたん? だって

(私) ええ、上がってお待ちしてますよ、と申し上げましたよね?

(被疑者不詳E) あ? おし、お知り合い?

(私) 前に話したことは有ります、

(被疑者不詳A) いやあの、前からここで会つてゐんですけど、

P-1号書証

(被疑者不詳C) 地元の人だもんね? 皆ね、こっちのね、

(私) 名前は知らないです、

(橋本誠) けど顔は、知ってるん?

(被疑者不詳E) 顔見知りぐらい?

(私) うん、顔見知りではありますね、はい、

(被疑者不詳A) 顔は知ってる、顔は知ってるけども、

(被疑者不詳C) いいや、

(被疑者不詳E) じゃあ、ちょっと、いいですか、向うで私とお話をさせていただいても?
別々に。

(被疑者不詳A) はい、大丈夫ですよ、

(橋本誠) じゃあ、今日の会話は?

(私) はい、あのう、

(橋本誠) そこは私使ってますよ? って

(私) 「あの、あのイスに、今使ってらっしゃるのはどなたですか?」とまず訊いたんですね、で、「あ、私です」とあの緑のかたが答えたんで、「あそこのイスって、前、あの、私がイス置いたとこなんんですけど、置いて在りましたよね?」って言ったら、「ああ、置いて在った。ああ、すいません、あの、置いて在ったんで使いました」と。

(被疑者不詳E) イスってあれ、まとまってどつかから持つて来て置く? ああ、

(橋本誠) そうゆうシステムですよね?

(私) はい、使い終つたら片付けるのが原則なんですが、たまに置き放しにする人も居ます。

(被疑者不詳D) で、イマイさんは自分で用意して、そこに置いといたのを使われちゃった、
そうゆうことか?

(私) はい、あの、露天風呂が外なんで、その、視覚から、視覚からも外れてるとこに在る
もんですから、その間に、その間に、必ず人が入つて来るんです、実は。私が露天風呂入
ると、そもそも人が突然増えるんです。

(橋本誠) ああ、あの、でもそれは証明できませんね?

(私) (苦笑)まあそこはあの、証明しようがないですが、

(被疑者不詳E) あ、それでは、イマイさんが用意したイスが使われてたってことなんですか?

(私) はい、他に空いてる、充分空いてるのに、どうしてそのイスに座るんだ? というそ
の不自然、その、その点が非常に不審なんですよ? それは毎回、あの、違う人に、別々の
人に指摘してるんですが、

(橋本誠) これは私が用意したイスですよ ってことですよね?

(私) はい、場所取りをするつもりはありません。 ただ、そういうことをすると、やっぱり喧嘩になりますよね?

(橋本誠) なりますね、

(私) あの、都会のお風呂での、そういう因縁付けられて脅迫受けたとか、そういう事例

P-1号書証

ってたくさん有るでしょ？ たぶん。

(橋本誠) 混んでたりするとですよね？ あれですか、会話は？ ええ私、使ってたのに誰ですか？ あの人ですよって？

(私) で、基本的にあの、混んでる日に、土日には来てないんで、空いてる日にやられてるんですよ？

(被疑者不詳D) 空いてますね。あれでも、土日には来ないんすね？

(私) 決して空いてないです、平均的にこれより少いですね、これぐらいも居りや多いほうです。

(被疑者不詳D) で、相手には何て言されました？

(私) いや、相手には特にあの、何も言われないです。 一緒に居たあの、ワタナベマサミさんてゆうかたに、「お前、ふざけんな。何いい加減なこと言ってんだ？」って怒鳴られました。

(橋本誠) 第三者ですよね？

(私) (苦笑)で、どこの人間だ？ つづくから言い合いになりました。お互い名前を名乗って。

(被疑者不詳D) ああ、相手の人とですね。ああ相手じゃなく、違う人と？

(私) ええ、お友達と。だから私としては、とりあえず、あの縁のかたの身元さえ確認していただければ、まあ今日は、

(被疑者不詳D) ああ、警察ですか？ で、ま、イマイさんには教えられないけど、警察が、ま、聴いてはいるんですけど？

(私) いざれひよつとしてこういうことが積み重なると、訴えることも有り得るんで、そういう場合に備えて身元を確認しといていただきたいということです。まあ、な、その動機のうんぬんについては、ま、獵銃の件とか、色々あの、ま、ご存知だと思うんで、詳しくご説明する必要は無いかと思うんですが？ あの、訊かれればもちろんご説明はしますが？

(橋本誠) とりあえず把握しております、はい。

(私) その延長に在ると思われますんで、おな、同じお仲間だと、はい。

(橋本誠) 毎回、来る度にイスが？

(私) はい、で、お風呂のかたに、あの、係りの人に訊いたら、そうゆうこと滅多に無いですね、とおっしゃってました、さっき女のかたが。 それが毎回一～二回づつやられるってことは非常に確率的に不自然ですね？ で、せめて、通報したことによって、今後、抑止力として、そうゆうことが無くなればいいなど、最低それは期待しています。

(橋本誠) あとはあの、お風呂毎のルールをね、作っていただければいいと思うんですけども、

(被疑者不詳D) ねえ、お風呂によってはイスがずうっと出しつ放しのところもあったりしますからね？

(私) ええ、だ、普通はそうゆうことは、私の身元を知らなければ怖くてできないと思うんですよ？

(被疑者不詳D) ああ、置いて在るイス、置いて在るイスに座ったりするかですよね？

P-1 号書証

(私) それで相手がその、ヤクザ者みたいな人間だったら、それであの、恐喝ってゆうかあの、脅し取られかねないと思うんですよね? そうゆうことをすれば。

(被疑者不詳D) イマイさんはあの、持つて来てシャンプーとか置いたりはしないんですか?

(私) あ、それはあの、備え付けて在りますから、はい。

(被疑者不詳D) ああ、そうか。ま、あの、人によつてはあの、自分のじやないつてゆつて、肌に合わないから自分の物をこう置いてぐね、場所取りに置いてぐ人も居ますけどね?

(私) はああ、それやれば、そら効果是有るんでしょうね?

(被疑者不詳D) それやればもう、ええ、あ、ここ人居るのか?ってなりますね。あのタオル、ちっちやいタオルとか掛けたり、あ、あからさまにしておけば、まあちょっとこう所有権的なものがあの、はつきりするかなあ? とは思うんですけどね?

(私) 場所取る気は更々無いんですけども、ただ、行為としてそうゆうことはやらないんじやないかなと? それってあの、イス取りゲームみたいなもんですよね?

(被疑者不詳D) まあ、ある意味そうですね?

(私) まあ、初歩的なイジメの形態ですよね? 自衛策として自分の物をあの、置いとくようにします。シャンプーとか。

(被疑者不詳D) そのほうが、もし、争うんであればね、強いといいますか、

(私) あ、そりやそうですね、蓋然性も上がりますからね?

(被疑者不詳D) ただイスを置いとぐだけだと、やっぱり忘れとかありますからね。

(私) はい、

(被疑者不詳C) あれ、話つて、今回あっちの人も、あの正直、たまたま入つて來て、使つちやつたわけで、別にね、あの、悪い事しようとしてやつたわけじやないんで、そうゆうことでね、ま、たまたま今回、ね、イマイさんか? のね、使ってたイスを使つちやつたわけだから、ま、ま、中に入つてたの知らないで使つちやつたってゆうんだって、それなんで、

(私) え? 知らないっても、ああ、置き忘れたとか?

(被疑者不詳C) そうそう、置き忘れたとか、あの、だから、内湯には誰も、入つた時居なかつたから、で、露天風呂、外だから見えないでしょ? そんなに中から。それだから誰も入つてないと思って使つちやつたわけだから、悪気が有つて使つたわけじやないから。ま、その点はね、

(私) ま、そこはちょっと、ガラス窓なんだから、露天風呂は覗きやよかつたですね?

(被疑者不詳C) うん、でもだいたい入つて來てすぐにね、ああ、誰も居なければ居ないなと思って、まず疑われ始めたりするじやない? 内々的なことでね。だからそれで使つちやつた感じだから、特にね、何かしよ、ねえ、イマイさんに対して何かしようと思ってやつたわけじやないから。まあ今回はあまり気にしないでもらってね。うん、せっかくお風呂入つて來てね、気持ち良かったろうけども? うん。

(私) (苦笑)あの、今回あの、単独である、訴えられるとも思つてないんで。あの、将来的にこういう記録が重なつた場合に、訴えに切り替える可能性が有るんで。

(被疑者不詳C) うん、

P-1 号書証

(私) 身元だけ確認しといていただければ、

(被疑者不詳C) うん、こっちで、ま、話だけ聞かしてもらったんで、うん、うん、わかりました。 あ、じゃ、今日、これでもう帰られます? 家に。

(私) はい、何か別件で?

(被疑者不詳C) うん、無い無い無い。無いから別に、うん。

(被疑者不詳E) 今後また、ここで会う可能性が有るかたですかね?

(私) あ? もちろん有りますよ、

(被疑者不詳C) うん、そしたらね、

(私) だいたいあのう、会う曜日もわかってるぐらいだから。

(被疑者不詳E) また揉めちゃうと私達も心配だなあと?

(被疑者不詳C) そうそう、

(私) それは揉める気は私は無いですよ、相手はどうかわからんない。

(被疑者不詳C) うん、まあ結構ね、地元の人って決まった温泉に来るじゃないですか? 自分も決まった温泉よく行く所が有って、そうすとだいたいね、行くと、だいたい普段から来てる人、自分なんか滅多に、何回か行くと、だいたい毎回来てるような人が居るから、だいたいまあそうゆうね、地元の人はね、少し安く入れるじゃないですか? だからけっこう皆ね、よく来てそこをね、皆で憩いの場にしてるから、どうしても顔合わせなきゃなんないから。 ねえ、それなんで、うまく、ま、今回ね、うまく、たまたまね、中に入つてもわからんなかつたからってことんなっちゃったけどね、うん。 で、次なんか有った場合ですね、その、ま、相手も悪気が有ったわけではないからね。 ま、今回はそいでね、勘弁してやってください。

(私) そ、そこはあの、断定されるとちょっと私としては引っ掛かるんですけど? まあ、そ、そういう、ええ、証明できないんで。

(被疑者不詳C) そうゆうことか、そうすとそう、たまたま中に行つた時、ね、露天風呂に入られてたわけだから、それがわからんかったから、ね、そうゆうことでなっちゃったわけだから、うん。 じゃ、いいかな? じゃ、すいませんね、うん。

(橋本誠) じゃ、いつも通り記録でしときますか?

(被疑者不詳C) うん、記録でしときますんで、こっちはね。 じゃ、お気を付けてお帰りください。

(私) お邪魔しました。

(施設係員) 大丈夫ですか?

以上

20190711 今井豊

20190129 13:51 風和の湯(群馬県利根郡みなかみ町上牧 1996-7)からの 110 番通報と、沼田警察署(群馬県沼田市上原町 1738-1)への通報の録音の反訳書

110 番通報

(私) 事件です、はい、あのう、脅迫罪と侮辱罪の容疑なんですけども、ええ、21 日にも通報した者なんですけども、イマイユタカと申します。

(110 番交換手) イマイさん、はい、

(私) ええ、要するにあの、お風呂での、椅子を取られたってゆうことなんですけども、すいません、まだ相手がお風呂に入ってるんですけど、

(110 番交換手) 椅子を盗られちゃったと、はい、

(私) まあ、座ってた椅子を取られたってゆうケースなんですが、ええ、21 日の件よりも、更にあの、状況が悪化しております、はい、あの、故意としか思えないで、

(110 番交換手) 通報とかはされたんですか?

(私) はい、あの、沼田署から 4 人来ました、はい

(110 番交換手) あ、沼田署から 4 人、その件についてはですね、沼田署のほうで (聴き取れません) ことで聞いてますので、はい、沼田署、沼田警察のほうをご案内しますから、沼田署のほうに架け直して下さい、

(私) ええと、この電話は記録していただけるんですか? 私は隠滅されるのを怖れてるんですが?

(110 番交換手) はい、今日のは、あの、イマイさんのが入ってるのは、警察のほうに記録して在りますので、

(私) わかりました、はい、

(110 番交換手) では、沼田署の番号をご案内しますね、

(私) ああ、それは知っていますから結構です、

(110 番交換手) ああそうですか、お願ひします、失礼します、

(私) どうも、

沼田署への通報

(私) もしもし、はい、あのう、通報なんですけども、21 日にも通報して来ていただいた者なんですけども、ええ、イマイユタカと申します、ええ、はい、21 日に 4 人来ていただいているんですけども、ええ、同じことがまた起りまして、あの、じょう、条件が悪化してゐるもんですから、ええ、あのう、具体的には、脅迫罪と侮辱罪の疑いを持つてます、はい、はい、はい、あのう、ええ、21 日にも通報した件、同じことなんですけども、ええ、4 人来ていただいてるんですが、そのかたはいらっしゃいますか? はい、あ? 自宅ではなくてですね、かみもくの風和の湯ってゆう温泉なんですけども?

(沼田署交換手) かみもくの風和の湯?

(私) はい、今、そこに居るんですけども、相手のかたも待っていたらいます、はい? ええ、ええと、ここ、何番地ですか?

(風和の湯職員) 電話がですね、

P-2 号書証

(私) はい、あ? あのう、番地、

(風和の湯職員) 番地?

(私) 駅前って言つたらいいですか?

(風和の湯職員) あのねえ、番地はねえ、1996の7です、かみもくの1996の7ですね、

(私) すいません、もしもし、かみもくの1996の7です、駅のそ、近くです、はい、で、あのう、はい、ま、あのう、脅迫罪と侮辱罪の疑いを持ってます、で、とりあえず、口頭で告訴したいと思いますので、ええ、じゅ、はい? はい、ええと、言われたとゆうか、あの、行為、露骨に脅迫だと思ってるんですが、ええと、前回と同様での、お風呂場で、自分が座ってた、ええ、椅子を取られたんですが、それを取られたという状況、時の状況が前回より悪化してます、はい、はい、今あの、フロントに居りますので、はい、お願ひします。

以上

平成 31 年 2 月 6 日

沼田警察署 御中

原告 今井豊

過日の二度の通報について

二回目の現場検証においては事件性無しで済ませることを了承してはおりません。

ただ、沼田署が根拠無く事件性を認めようとしないのは常であり、いくら抗議を続けても無駄なことは経験則上明らかなので適当なところで切り上げただけです。

特に「今回だけでは立件するのに不充分だと思いますが、今後再発した場合は蓋然性として話が変わってきますよ」と一回目にはっきり伝えて有ります。

については民事と刑事の両面から立件可能だと思いますが、さしあたり民事から進めたいと思いますので、二人の被疑者の身元とそれぞれの供述内容について開示願います。

(風和の湯 風呂場の見取図)

露天風呂
(外湯)

(ガラス窓)

(ドア)

(内湯)

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

(イスと桶の置き場)

(入口ドア)

P-3 号書証

蛇口(洗い場)は入口を入って左側に7つ、右側に2つ、全部で9つ有る。

浴槽は内湯と外湯が有り、外湯は蛇口にもよるが蛇口の位置からは完全には見えない。

しかしドアのそばまで行けば全く開けなくても外湯は見える。

一回目 20190121 14:50 風和の湯

この通報前の4度の入浴において、ほぼ二回づつ、つまり延べ8回も繰り返されている椅子取りがこの日も起きたので通報して威力を訴え記録に残した。4人の警官が来た。毎回被疑者は異なる。いずれも外湯の露天風呂から戻ってみると起きている。私は右奥の⑧の蛇口にイスを残して外湯に入浴していた。戻った時には3人しか居なくて、3人とも内湯に入浴中だった。イスは②と⑧と⑨に置いて有った。私が座っていた⑧の蛇口には鏡の横に入浴セットのカゴが置いて有った。被疑者とワタナベが会話中だったので待ってみたが終わりそうになかったので「その手前に座ってるのはどちらさんだい?」と二人に訊ねると、被疑者が「ああ、私です」と答えた。

「イスが置いてあったはずだが?」と訊ねると「あ、そうですね。居たのに気が付かなかつたもんで、すいません」と被疑者が答えた。

「他にいくらも空いてるのに、何で私が置いといたイスに座ろうとするんだい?そもそも前の人的人格を否定する行為だよね?それは不自然過ぎるでしょう?これは皆で口裏を合わせて同じ行為を繰り返してみせることによる威力なので、先にあがって通報しときます」と伝えた。

警官には、まず、今日の状況を説明した。そのうえで故意(恣意性)を強調した。

①すいていて席取りに当る懸念は皆無の状況だったこと(1/100)

②一般論として、置いてある椅子に勝手に座る行為というのは、座っていた人から妙な因縁をつけられかねない危険な行為であることは自明のはずであること(1/10)、

③他に空いている蛇口が6つも有ったのに置いてあるイスに座ろうとするのは極めて恣意的であること(1/100)、

を強調し皆で示し合わせて同じ行為を繰り返すことによる何らかの威力だと主張した。

被疑者には前に話し掛けられたことがあるので町の除雪作業員だということは知っていた。連れの渡辺正美という道木のヒゲ親父がケンカ腰で、何が人権侵害だ?ふざけんなと言った。

二回目 20190129 13:51 風和の湯

更に内容がエスカレートして再発したので通報して脅迫罪と侮辱罪を訴え記録に残した。

3人の警官が来た。毎回被疑者は異なる。今回は月夜野のマツヤマサトル。

私は右奥の蛇口⑧にイスを残したうえでシャワーの取っ手にタオルを縛りつけて、イスに背を向けて内湯の最寄り部分に入浴していた。つまり④と⑧だけにイスが残っており、二人が内湯に入浴中だった。物音がしたので振り向くと、被疑者が⑧のタオルを解いていて、タオルは下に落ちた。鏡の横に被疑者の黒っぽい鞄が置いて有った。「何をしてるんですか?」と訊くと、「ごめんない、気が付かなかつたもので」といきなり謝って來た。用意していた返事と思われ極めて不審である。「気が付かねえったって、他に7つも空いてるのに通りませんよ。通報しときますから後で立ち会ってください」と要請し

P-3 号書証

互いの名前を交換した。

警官には、まず、今日の状況を説明した。 そのうえで故意(恣意性)を強調した。

①すいていて席取りに当る懸念は皆無の状況だったこと(1/100)

②一般論として置いてあるイスに勝手に座る行為というのは前主の存在を否定しており、一人の人間として認められる権利(憲法13条)に基く人格権の侵害に当るので、公序良俗を乱す不法行為であることは自明のはずであること(1/10)、

③他に空いている蛇口が7つも有ったのに置いて有ったイスに座ろうとするのは極めて恣意的であること(1/100)、

④今回はイスを残したうえでシャワーの取っ手にタオルを縛りつけて使用中をアピールしており、更にはそのすぐそばに内湯に入浴中の私が居たのに、私に確認もせず、しかも気付かぬことなどありえないこと(1/100)、

⑤置いて有ったもう一つのイス(④)よりも遠いほう(⑧)を選んでいること(1/3)

警官には、皆で示し合わせて同じ行為を繰り返すことによる何らかの威力であると強調し脅迫罪と侮辱罪を訴えたが、頑なに事件性を否定し、何度もその根拠を求めたが示さなかった。 公序良俗を乱す行為であることすら認めなかつた。 なお動機は前橋地裁平成30(ワ)356 慶謝料請求事件で記述している包囲網としての動機と説明した。

要するに動機は包囲網としての社会的村八分行動であり、これまでの幾多の通報と同じです。

総合して蓋然性として考えれば事件性・恣意性を否定することは不可能だと思います。

根拠として村八分の予告が脅迫に当るとの判例を摘示しておきます。 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 大阪高等裁判所 破棄自判
本件では村八分の予告の代りに無言の実行行為が有ります。

少なくとも名誉と自由に対する無言の脅迫であり、公衆の面前であるから名誉については自明なので説明を省く。 要するに「お前など人間とは認めない」という意図である。

自由というのは選んだ場所を奪われたということであり自決権に基いている。

確かに私が置いたイスだという直接証拠は無いが、その前後の浴室の状況から考えれば該当者は私しか考えられないはずである。

要請事項

被疑者らは私が陳述した通り認めているのか否か答えてください。 その為の通報です。

もし、なおも事件性を否定するつもりなら、その合理的根拠を数字で示してください。

また、今後も犯行の続発が予想されますので、本件に関する対応窓口を決めてください。

二度の通報で延べ7人の警官が一人も名乗っていないので連絡の付けようがありません。

なお、国連が私の通報を無視していることから見て、包囲網は既に世界規模と思われます。

これまでの経緯から見て、警察組織も当然に包囲網だと思われます。

しかし包囲網にも職責はあるはずです。 職業モラルを果たしてください。

私の全被害の中で、このように被疑者が特定できて訴えられるものはごくわずかなのです。

これ以上妨害しないでください。

以上

P-4 号書証

20190314 今井豊

20190206 09:50 沼田警察署(群馬県沼田市上原町 1738-1)での、萩原崇之、被疑者不詳H、との会話の録音の反訳書

(私) こんちわ、

(生活安全課員?) 何でしようか?

(私) ううん、ううん、あの、まあ、読んだらわかるように書いて来たんですけど、

(生活安全課員?) あ、そうなんですね? すいません、お願ひします、こちら、

(私) あ、こんちわ、

(被疑者不詳H) ええと、どのような?

(私) ええ、課、どの、どの課が担当ってのがわからないんで、とりあえず読んだら判るように纏めて来たんですけど。

(被疑者不詳H) ええ、ええ、なるほど。

(私) お風呂で座ってたイスを取られたってゆうことなんんですけど。

(被疑者不詳H) 露天風呂?

(私) 一回目は露天風呂に入ってる間に、戻ってきたら取られてたと。

(被疑者不詳H) その、ん? イスってゆうのはその、お風呂のイスですか?

(私) ええ、だから私の物ではないですね、

(被疑者不詳H) あらららら、ああ、じゃ、場所を取られたってことですか?

(私) まあ、そうです、はい。 で、このへん、あの、この件での、直接対応したのが水上署らしいんで、

(被疑者不詳H) ええええ、ええええ、

(私) 連絡取ろうとしてるんですが、何度も入れ違いんなってまして、連絡が取れてないんです。

(被疑者不詳H) ああ、じゃその現場対応について、今日来て貰った感じですか?

(私) ううん、そうですね。 現場対応とゆうか、私としてはその、訴訟にしたいと思ってるんですが、

(被疑者不詳H) ああ、そうですか? そうすると相手方は?

(私) 当然、確認していただいてると思うんですよ?

(被疑者不詳H) ええええ、ええええ、

(私) はい、それを教えていただきたいと、とりあえず。 あの、最後のほうに要約してあります、要望事項は。

(被疑者不詳H) あ、じゃあその、取った相手方ということですか? イスを、場所取った

(私) そうです、そうです、はい。

(被疑者不詳H) はあ、じゃ、現場行った者しかわかんないすよね?

(私) そうですね、一旦だから、現場行った方々に、の意見を訊いていただかないと進まないと思うんですが?

(被疑者不詳H) そうですよね、ふんふん、二回有ったってことですか?

(私) はい、あの、少なくとも通報してるのは二回なんんですけど、その前に同じ事が7~8

P-4 号書証

回起きてます、一ヶ月の間に。

(被疑者不詳H) 警察官が来たのは? 行ったのは?

(私) 二回だけです、

(被疑者不詳H) この1月21日と1月29日に両方行ってるんですかね?

(私) ええ、

(被疑者不詳H) で、水上交番が行ってるんですかね?

(私) はい、あ? いや、両方水上かどうかはわかんないです。

(被疑者不詳H) で、ふ、風和の湯ってんですか?

(私) はい、上牧の駅、駅の近くです。

(被疑者不詳H) わかりました。じゃちょっと確認してみますんで、ちょっと待ってもらっていいですか?

(私) はい、

(被疑者不詳H) そうするとあれですか、水上交番とお話ししたほうがいいですか? もしあれだったら行った人間の、わかつてる人間の方がいいですか?

(私) ううん、のほうがいいでしょうね? まあ、どなたでも担当が決まれば、それでいいんですけど。

(被疑者不詳H) (笑)わかりました。ちょっと、私も行ってないんでわからないので、できれば行った人間のほうがいいかもしないですね。

(私) はい、いや、いくらでもご説明はするつもりは有るんですが、まあ、なにしろ当人達に事情を訊かないと進まないでしようから、この場でお待ちしててもんまり意味が無いのかな? と。

(被疑者不詳H) はあはあ、ううん、じゃ、ちょっと、いいですか? 考えます。ちょっと待ってください。

(萩原崇之) こんにちは。

(私) こんちは。

(萩原崇之) そうすればこちら内容読まさしてもらいました。 そうすればこちら原本お返ししますね、はい、ありがとうございました。

(私) はい、

(萩原崇之) コピー頂戴しましたので、結構ですよ、内容わかりますんで。 で、今回おいでんなられた理由は、こちらに書いて有る通りでよろしいですかね? わかりました。 他に何か有りますか?

(私) いや、他に何も無いです。あの、どなたでも結構ですから、まあ、あの、そうですね、まあ、1~2週間の間にあの、お答えいただければありがたいんですが?

(萩原崇之) あ? 何をお答えするんですか?

(私) えっ? 何を? って、要望事項です。

(萩原崇之) 要望?

(私) はい、最後に書いて有る通り。 そこだけご説明しましょうか? ええ、要するにあ、あのう、とりあえず民事、民事で進めようとしてるので、

P-4 号書証

(萩原崇之) はい、

(私) あのう、被疑者の二人ですね、其々あの、居ますので、ええ、私が陳述した通り認めているのかどうか等を教えていただきたい。

(萩原崇之) それはお答えできないです。

(私) いや、答えないとあの、訴訟にならないんですけど? 当人の

(萩原崇之) 他に何かご要望は?

(私) いやあの、当人の、達の身元をとりあえず教えてください、直接訊きますので、本人達に。

(萩原崇之) は、ちょっとお答えできないです。

(私) その根拠は?

(萩原崇之) 根拠? 根拠とおっしゃいますと?

(私) いやいや、何の為に通報してると思ってます? 私の手続を妨害してますよね?

(萩原崇之) 手続を妨害?

(私) 当人達に直接訊いても本当のことを話すかどうかわからないですよね? 合法へのてき、あの、期待可能性の問題として。

(萩原崇之) ちょっとわかんないです、おっしゃってることが。

(私) いやいや、犯人であれば、当然あの、本当の事なんか言わないですよね? 蓋然性として、確率として。 ですから警察を通してるんです? で、警察に身元を確認していただいているんです。 ですからそれを開示してくださいと言ってるんです?

(萩原崇之) お答えできないです。

(私) どう? どう? それは非常にあの、お答えが理不尽ですね? じゃ、何の為に通報するんですか? 一般人は。 おっしゃってください。

(萩原崇之) 相手方のことを誰某って言って回ることはございません。 ですので私が貴方の例えばご住所と名前を言って回るってこともやはり無いのと同じように、ええとその相手方に対して、ええ、名前であるとか、申し立ててる内容であるとか、を当事者である貴方にお答えすることはちょっとできないと。

(私) そうゆうことならなぜその場での、必要が有れば相手に訊いてくれと言わなかつたんですか? 当然、警察に、後日訊けば教えてくれるものと思って訊いてないんですが? そうすると連絡取りようが無いですね? 相手に。 それすると完全に手続妨害とゆうか、隠蔽と、はっきり言えばそうゆう状態と見做されざるをえないと思いますが?

(萩原崇之) 隠蔽? 隠蔽と言うと?

(私) 隠蔽と言うと、相手の身元をまず隠してますよね? 秘匿します。プライバシーがどうのなんて言ってられる場合じゃない、そんなものは口実ですね? 犯罪だと言ってるんです?

(萩原崇之) 何の犯罪なんですか?

(私) 書いて在るでしょ? 読んでください。読みましょうか? 全部。一から読みましょうか?

(萩原崇之) 読みましたよ、どこに書いて有るんですか?

(私) 真ん中の部分ですね、特に名誉と自由に対する脅迫です。

P-4 号書証

(萩原崇之) 自由に対する脅迫? で、お答えできない理由はこちらに、ええと、イマイさんがおっしゃっている内容の通りです。

(私) え? どうゆうことですか? 私が?

(萩原崇之) 読みましょうか?

(私) 私は書いて有る通り、ええ、その為の通報です、と書いて有りますよ? はい。

(萩原崇之) はい、この辺りに書いて有りません? 何か、お答えできないとゆうのが? 警察官として相手方のことをお答えできない理由とゆうのが? で、具体的な根拠を数字で示すとゆうのはどうゆう意味なんでしょう? 数字で示すとゆうのは、8とか15とか20とか?

(私) いや、数字で示して下さい?私は。 私はそれぞれ1/100とか数字で示して下さい? その箇所に数字で答えて下さいってことです。

(萩原崇之) 事件性を否定する合理的な数値というものは? 少ししつくりこないんですが、それが100とか2000ってゆう答えになるわけですか? 10000とか、数字でお答えするってゆうのは?

(私) ええ、どんな数字でもいいですから数字で示してください。そうでないと合理性が出ないですよね? 示せないでしょう?

(萩原崇之) ううん、それ対象とする客観的な数字というものが無いので、ここで数字でお答えすることは無いです。 次のご質問ですね、ううんと、対応窓口ですね? ええと事案事案によって、対応する窓口は変わつて來るので、一本化することはできないとゆうことが回答でございます。

(私) いや、私は刑事的な訴えをしてるんで、当然、窓口は刑事課になるはずなんですが、 そういう理解でよろしいですか?

(萩原崇之) 自由に対する、何でしたっけ? の事件だと? 違反だと?

(私) 元々、生命に対する脅迫であると、あの、まあ、村八分とゆうか、包囲網は。 の意図は、元々、生命に対する害意であるとゆう主張をしてます。 書いて有る通り、ええ、一番上ですか、前橋地裁 平成30年(ワ)356号の事件の中でそうゆう主張をしておりますが、ええ、まあ、その後考え直してみると、ここに判示しておりますような、大阪高裁の判例にも見られます通り、村八分とゆうのは、名誉と無言の、あ、名誉と自由に対する脅迫としての判例が有るとゆうことも考えますと、生命だけでなく、ええ、名誉と自由も害意の対象となっているであろうと。

(萩原崇之) ふんふん、

(私) 今回は特に名誉、名誉に対しての、に対する害意だと思います。 そ、それは否定しようが無いですよね? 座っていた人の人格とゆうか、存在そのものを否定している行為ですか。

(萩原崇之) はあ、

(私) もう、名誉に対する害意とゆうか、もう、現実に実行行為として有りますよね?

(萩原崇之) そうですか?

(私) いや、そうですか? って、否定するんだったら根拠を示してください。

P-4 号書証

(萩原崇之) 数字で?

(私) まあ、できれば?

(萩原崇之) 数字ってゆうのは、10000とか80000とかってゆうふうに申し上げれば、ああなるほどってなるものなんですか?

(私) いや、その数字が妥当、妥当であればね、

(萩原崇之) 1億とか、そうゆう数字が妥当であるか妥当でないかは、誰が判断するんですか?

(私) いや、そら最終的には裁判所でしょうね?

(萩原崇之) 裁判所が?

(私) だけど一般的に、一般人の感覚で、ええ、妥当かどうか?ってのはまず測られますね?

(萩原崇之) 問題点とすると、イスを取られた行為ってのが村八分に該当するから名譽に対する脅迫であるとゆうことが申立の第一番と考えてよろしいですか?

(私) そうですね。名譽に対すると明確に言ったかどうかは、ええ、記憶してませんが、脅迫であることは強硬に主張しましたよ私、二回とも。 あ、二回、ああ、一回目は、ええ、ま、今回単発ではまあ、訴えるのに蓋然性として不充分でしょうが、再、もし再発した場合には話が全然変わって来ますよね?とゆうことは念を押しました。 それで二回目が起きると、はい。で、二回目に来た方々は、なにしろ、いくら、ええ、脅迫だと主張しても全く認めませんでした。 事件性はとにかく有りませんと。なぜですか?と訊ねても理由はおっしゃいませんでした。 とにかく事件性は無いと。

(萩原崇之) ほうお、無いですね。

(私) (苦笑)だからなぜですか?

(萩原崇之) 公共性です。

(私) はい?

(萩原崇之) 公共性です。

(私) あ? ああ、温泉だからってことですか?

(萩原崇之) 温泉であるとゆうか、ま、一般往来する場所ですよね? 誰しもが使える。

(私) うん、だから?

(萩原崇之) その侵害行為の程度が、どのようにお考えですか?

(私) いや、ですから空いている状況だったってゆうのが非常に重要なんです? この場合、はい。

(萩原崇之) はい、

(私) 刑事的にはね。そこを相手が認めているかどうか、供述内容を示してくださいと言つてるんです。 そういうことなんんですけど? そうしないと私としては手続き進まないですね? それはおわかりいただけると思うんです? 手續が進まないとゆうことは手続妨害です? 手続を受ける権利の侵害です?

(萩原崇之) まあ、私がまあ、申し上げた通りです。以上の通りなんですが? 公共性が有るので違反性は無い、事件ではないのであれば相手方の話とか、

(私) 公共性が無いでしょう? きゅう、九つ有る蛇口の中で、二つ三つしか使われていな

P-4 号書証

いんだから、わざわざその使われ、あの、塞がっているとこを狙ってくる必然性がどこにも無いでしょ？ それ、公共性は、その場合、公共性は無いですよね？

(萩原崇之) 無いですか？

(私) ええ、場所取りに当る場合は初めて公共性とゆう言葉を使えると思いますよ？ 場所取りに当たってないんです。 そこが最もあの、事件性の高いポイントです。 二回ともガラ空きなんですか？ はい。

(萩原崇之) ううん、まあ、そうゆう主張であることはわかりました。 他には？

(私) え？

(萩原崇之) 他には？

(私) いやいや、ですから、要望はここに書いて有る通りです。

(萩原崇之) まあ、基本的に今一つ一つ、

(私) これにお答えいただきたいと。

(萩原崇之) 今お答えした通りです。

(私) 合理性が有りません。

(萩原崇之) 合理性？ 合理性とおっしゃるのは？

(私) (苦笑)いや、ですから私が訴えている事件性を否定する根拠が有りません。根拠になつません。

(萩原崇之) あ、それはやっぱりイマイさんが思うだけですよね？

(私) いや、思うじゃなく、だからそうゆう水掛け論にならないように数字を示せと言つてゐるんです？ 私は数字を提示しますよ？ それが信義則違反だつてるんです？

(萩原崇之) ん？ 要請事項の中に数字とゆうのはどちらを指し、示して言ってるんですか？

(私) ポイントの①から④とかに1/100だ1/10だって数字が入つてますでしょ？ それは偶発性の確率のことです。 1/100と書いてあれば99%は何らかの意図であると。 態意性を示しております。

(萩原崇之) あ、 1/100ってゆうのはその可能性を書いてあるんですか？ 統計的な。

(私) はい、 そう言わなきやわかんないですか？

(萩原崇之) ん、 何の統計なんですか？

(私) いや、統計ってゆうか、統計ではないです。 いや、自分の見込み数字です。

(萩原崇之) ああ、見込み数字でいいんですよね？ ああ、見込み数字なのかな？と思ったけど、何か、確率とおっしゃったんで、な、どうゆうことかな？ と思ったんですけど、そうですか？ あ、わかりました。

(私) まあ、自分の見込みと言つてもそれは、経験則にも当然基いてますね。 そうでないと判断しようがないですから。

(萩原崇之) ああ、百回温泉に行った時に一回はイスを取られるであろうってゆう確率が1/100と？

(私) あ、まあ、偶然としてそのぐらい有るかな？と。

(萩原崇之) ああ、じゃ、有る出来事なんですね？ これらはね、100回に1回くらいは。

(私) (苦笑) そう思いませんか？ その少ない確率を主張されるんですか？

P-4 号書証

(萩原崇之) ああ、じゃあ、100回に1回有る出来事が今回、あったんですということですか?

(私) それが二回重なっているってゆうことは掛け算なりますよね?

(萩原崇之) 100掛ける100は、何回ぐらいですか? ん? 連続ってゆうことは、100回に1回が連続しても、やっぱり100回に1回は100回に1回ですよね?

(私) いや1/10000ですよ、1/10000です。

(萩原崇之) 掛け算になるんですか?

(私) はい?

(萩原崇之) 何回行っても1/100は1/100のような気がするんですけど? ま、まあ、そこはおっしゃることなんでしょう、

(私) で、これ、二回目だけでもね、二回目だけでも要因が四つ有るんです。このそれぞれ掛け算になります、二回目の。

(萩原崇之) ああ、なるほど、なるほど。ああ、そうゆう意味合いでですか?この数字は?

(私) だから何十万分の1かにはなりますよ? 二回目だけ、あの考えてもね。

(萩原崇之) とゆう奇跡的な出来事が今回起った事に関する、ええ、村八分の脅迫とゆうことで?

(私) はい、ですから、一回目も二回目も、単発で考えても99.99%以上の蓋然性を持ってますねと。恣意性が有りますねと、はい。それが事件性だとゆうことですか?

(萩原崇之) ああ、なるほどね、はい、わかりました。有りますか? 他に何か。

(私) ええと、とにかく沼田署として、あの、近日中にご対応いただきたいと。とゆうか、そんなことを言ってる間にたぶん次が起ると思います、はい。 そうすると、ますます蓋然性が上がりますね? というお話です。

(萩原崇之) 蓋然性が上がる?

(私) 掛け算になります。

(萩原崇之) うん? 蓋然性は下がるんじゃないですか? だって、確率のパーセンテージが、分母が増えていくんだから、分の一が減っていくような気がするんですけど?

(私) いや、あの、事件としては掛け算になりますね? 一回目掛ける、一回目の確率掛ける二回目の確率掛ける三回目の確率という具合になります。

(萩原崇之) まあ、それってゆうか、ま、そうですか? わかりました。ま、主張なんですね? わかりました。で、こちらの要請事項については今お答えした通りなんで、今後特に沼田署のほうからマイマイさんほうにお答えすることは無いんですけど、何か他にはござります?

(私) (苦笑)そのお答えが極めて不合理なんですが、まああのう、膠着状態となるってゆうのは、今までの経験則でわかつておりますので、このあたりで失礼します。

(被疑者不詳H) これから水上交番に行く予定なんですか?

(私) いや、あのう、そうゆう話ならまとめてこっちに出したほうがいいですよ、って地域課のワタナベさんに言われたんで今日お持ちしました。 昨日、言われました。

(萩原崇之) はい、ではお気をつけて。 よろしくどうぞ。

以上

P-5 号書証

20200217 今井豊

20200106 14:14 風和の湯(群馬県利根郡みなかみ町上牧1996-7)での、私とアベ係員との会話録音の反訳書

(私) 今日、また、イス取られちゃったんです、

(アベ) 嘘、本当に? 今度、持ってってね?

(私) うん、いつも持つてぐようにしてんだけど、今日はたまたま置いといたん、

(アベ) 今日は、色々な人が来てるから、ねえ、わかんない、いつもと別な人かもしんない、

(私) 今日は、混んでるからね、

(アベ) そろそろそろ、今、お正月ね、ちょっと混むんだよね、うん、

(私) 混んでるとは言ってもね、半分ぐらいしか入つてなかつたけどね、

(アベ) 本当に? ジャ、知らない人がほら、色々来てるから、ねえ、

(私) 刺青した人に取られた、

(アベ) 居たんだってね? そろそろ、聞いた聞いた、

(私) 白髪の、刺青した、年配の、

(アベ) その人もだから、来たことない人じゃないんかな? 私、知らないもの、そう言ってた人も居た、ね、ね、今度、持つてってね? (笑)

(私) それはいいんだけどさ、あの、過去の話で、そろゆうあの、イス取りの話は有るの?

(アベ) 無い無い無い、

(私) 無いよねえ?

(アベ) 無いよ、

(私) 無いよねえ?

(アベ) 無い無い無い、

(私) ここ、もう10年ぐらい経つよねえ? そんな無いよねえ?

(アベ) 無い無い無い、で、気を付けて、持つてって、ね? うん、

(私) 判りました、はい、ええと、何、何てゆう人でしたっけ?

(アベ) え? 私? 私、アベ。

(私) アベさん、はい、ありがとうございます。

(アベ) うん、(笑)はい、どうもありがとうございました。

以上

20200217 今井豊

20200108 11:11 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から、公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター(東京都港区新橋 6 丁目 8-2、TEL03-5777-0341)のアダチさんへの通話録音の反訳書

(アダチ) お電話代りました、アダチと申します、

(私) はい、あの、すいません、あの、公衆浴場でですね、ええ、極めて珍しい、まあ、事件のようなものが起きておりまして、ええ、まあ、その前例が有るかどうかを伺いたいんですけども?

(アダチ) あ、なるほど、どのようなあれでしょうか?

(私) ま、空いている状況でですね、あのう、ま、露天風呂とかに入ってる間に、その、使ってたイスを横取りされちゃうんですよ、

(アダチ) うん、使ってたイスってのは?

(私) 私が置いといたイス、

(アダチ) ううんと、あの、いわゆる、浴室の洗い場のイスってことですか?

(私) はい、

(アダチ) を、つ、使われちゃうってのは、ど、どういうことなんですかね?

(私) 座られちゃうんですね、そこに。例えばあの、10 個洗い場が在るとしますと、まあ、二つ三つしか、人が居な、使ってない状況で、その二つ三つのうちの一つ、私の使ってた奴を使われちゃうんです、

(アダチ) ああ、ううんと、それは、お客様が露天風呂に入ってる間とか?

(私) そうです、そうです、

(アダチ) ああ、うん、

(私) 居ない、居ない留守に。ま、あの、空いてるから当然まあ、あの、面倒だからイスは片付けないで置いとくわけなんですけど、その間に、別の人気が後から入って来て、座ってしまうと。ゆう現象があの、立て続けにあの、10 回起きてまして、

(アダチ) はいはい、

(私) あの、そもそも単発で、きわ、極めて珍しい現象だと思うんで?

(アダチ) うん、あの、基本的にその、浴場の洗い場の、いわゆる場、その、何て言うんですかね? その場所ってのあるじゃないですか? あれは、誰の物ってゆうんではなくて、浴場施設を利用された方がみんなで使う場所なんですよね?

(私) まあ、それはそうですよね、

(アダチ) ですから例えば、ええ、10 個あの、蛇口が有ったとするじゃないですか? でまあ、1 番真ん中の、まあ、解り易く言えばじゃ、1 番右側の、にお客様がイスを置いてですね、体をまあ、先にちょっと、浴槽に浸かる前にね、軽くさっと流そうと、で、流し終りましたと、で、まあ、また、ね、もう一回よく髪の毛も洗いたいし、また後で洗おうと思って、ま、とりあえず洗面器と、あの、イスをそこの場に置いといて、で、ま、浴槽につかま、浸かりますわね、で、その間に、別のお客様が入って来て、要はまあ、他の 9 個は未だ空いてるわけですわね? だけどそこに座ったってゆうことですよね?

P-6 号書証

(私) そうです、

(アダチ) うん、で、それはねえ、あの、別に責められないんですよね？ 基本的には、その10個の蛇口、どこ使ってもいい話なんてるんで、例えばその、洗ってる途中にどけとかね、そうゆう話んなっちゃうと、基本的にはその、場所取りってゆうのも、お断りさせていただいてるはずなんですね、皆さんで使う物なわけですから、たまにあの、いらっしゃいますけど、タオルとかね、あのう、何だ？ 髭剃りとか、そうゆう物を置いといて、で、浴槽浸かっててね、そこ座ろうとすると、や、そこ、俺が取ってるんだ、ってゆう方はたまに居ますけど、原則的にその、湯栓てゆうのは共用の物ですから、どこ使っても構わないんですね、

(私) あ、それはそうです、そうゆう占有権的なものを問題にしてるわけではなくて、その、極めて稀有な現象だと思うんですけど？ それが連続して、

(アダチ) ああそれ、普通はね、あの、擦れ違うんでしたらね、空いてるところでいいじゃねえか?ってゆう気がしなくもないんですけどね、

(私) いや、しなくもないとゆうか、普通、当り前にあの、空いてるところを選ぶでしょう？

(アダチ) ああ、お、いつも同じ方なんですかね？

(私) や、全部違います、

(アダチ) あ、全部違うんだ？ ううん、

(私) 全部違うということは、みんなで示し合わせて、同じことしてるんだろうなと、

(アダチ) よ、よく行かれる銭湯なんですか？

(私) ええ、あ、決まったとこです、はい、

(アダチ) あ、決まった場所で？ ううん、あの、いわゆる昔ながらの銭湯？

(私) いや、銭湯ってゆうか、あの、まあ、温泉ですね、

(アダチ) いわゆるスーパー銭湯って奴ですかね？

(私) に近いものですが、あの、地元の温泉施設です、

(アダチ) ああ、うん、でもそれ自体、ま、示し合わせてるのかどうなかつての、まだちよつとわかんないんですけど、ま、仮にその、示し合わせてるとしても、ルール上は何も文句言えないですよね？

(私) いや、そんなことないですよ？ あの、それは、まあ、あの、ちゃんと書いた書面もありますけども、まず、意味としてその、個人の尊厳を侵害しますよね？

(アダチ) ううん、

(私) あの、座ってた人の存在を否定してるわけですから？

(アダチ) でも、その場では、座ってらっしゃらないわけですもんね？

(私) え？ ああ、まあそれはそうですね、不在

(アダチ) じゃあ、使い終ったってことじゃないですか？ そこの洗い場をね。

(私) はああ？

(アダチ) じゃ、例えば入浴、浴場に入られますわね？ 脱衣して、で、まあ、とりあえずあの、きちんと一回、軽く洗ってから入ろうと、ゆうんでまあ、蛇口んとこ座るじゃないですか？ でまあ、終ったと、で、席を立った瞬間に、もうそこの、いわゆる、場所のルール

P-6 号書証

の利用は終わったということですから、もうそこはもう、誰のものでもないじゃないですか？

(私) いや、

(アダチ) だからと言って、毎回毎回、そこに掛けるのも、また変な話なんですけどね、そこは変だなと思うんですけど、

(私) ええ、それ、だから変なのは、終つてることを確認しないで座っちゃうとこが変なんですね？ 終わってると言えないわけです？

(アダチ) あ、お客様ん中ではね？

(私) ええ？ いえ、お客様じやなくて、

(アダチ) もう一回、湯船に浸かって、体暖めた後、もう一回、そこへ行って、髪剃ったり髪の毛洗ったりと、ゆうふうにしようと思ってたのに、別の人気が座ってっから、別の場所に行かなきやなんないじやねえかってゆう？

(私) いやいや、だからあの、置き忘れだと思う前に、他の人が使ってるんじゃないのか？ と疑うのが当たり前ですよね？

(アダチ) タ、タオルとかそうゆうのは置いて在るんですか？

(私) あ、置いて在ったこともあります、それでも座られます、

(アダチ) はああ、ううん、とりあえずまあ、その、浴場、まあ、銭湯だとかの、温泉施設もそうなんですけど、中でその利用に当つての何かその、利用者側の皆さんですが、その利用に当つてのその、守らなきやならない何かその、ルールみたいなものってゆうのはその、と、特に無いとゆうか、基本的にはまあ、特にその洗い場んとこですよね、についてのその、ルールっちや、例えばその、タオルか何かが置いて在つて、そこで洗つてたら、例え、ねえ、髪の毛洗つてる途中に、背中叩かれて、いやそこは俺が場所取つといつた場所だからお前使うなよと言つたら、どか、どかなきやいけないのか？ といったら、そんなことないんですね、要はその、所、所有権が有るわけでもないので、

(私) いや、そうじやなくて、あの、極めて珍しい事例ですけど、それによつて深刻なトラブルに、あの、事件になつた

(アダチ) ねえ、ごねるのもね、トラブルになつても嫌だからってんで、まあ、しうがなく、その場は皆さんどくんでしょうけど、

(私) いや、どくんじやなくてあの、侮辱罪と脅迫罪の疑いが有るんですね？ 意味として、

(アダチ) ううん、

(私) あのだから、存在を否定してるとゆうことは「このようにお前の存在を消すぞ」という殺意であることを否定できないですよね？

(アダチ) ううん、ただその前にその、いわゆる、きょう、公共の物を占有してしまつてゐるという状況でもあるわけなんですね？

(私) まあ、それはそうですね、ええ、だからそこは、そこはあの、信義則ないしまあ、互敬の精神として、当然に、使つてゐる人が居るかどうかを確認するはずなんですね？

(アダチ) ううん、

(私) そこが、こ、あの、極めて高度の蓋然性なんですけども？

(アダチ) うん、ただね、あのうまあ、最近だとあんまり無いんですけど、まあ、昔は、銭

P-6 号書証

湯って、沢山いらっしゃったじゃないですか？人が、で、例えばその、ま、今でも、ね、都内なんか、銭湯残ってますけど、例えば、浴槽のキャパ、収容人数的に、二百人入りますよという時にですね、ただじゃあ、蛇口が二百個有るのか？と言えば、そんなことないんですよ、

(私) ああ、はいはい、

(アダチ) 10個ぐらいしかないと、そうすと、ど、どうしてじゃあ、二百人入れるのかとゆうと、浴槽に浸ってる人と体洗ってる人が交互にまあ、お互いにね、阿吽の呼吸で気を遣いながら、あ、そこが空いたから、じゃ、次使おうとかね、ただその、空いた、空けた人、例えば要は先に入って来た時に、軽くまあ、体を流してから入ろうってんで、蛇口の前に座つてると、そこでまあ、満席んなっちゃったと、自分としては、ゆっくり浸った後で、体をゆっくり洗いたいなど、ただまあ、満席だからちょっと空くのを待つてようつてんで、で、当然ながらその、体を軽く流した方が席立つたら、じゃそこで体洗おうつてんで、そこに座るわけじゃないですか？で、そこでじゃ、例えばじゃ、その、立つた方ですね、いや、そこは俺の席だぞとゆうに言われちゃうと、要は商売回んなくなっちゃいますから、そうゆう理屈の物じゃないですか、銭湯の洗い場ってゆうのは、みんなで使うつてゆうことですから、ただまあ、今日のように、例えば、お客様とあの一人しか、開店と同時にに入ってですね、一番風呂だったと、まだ、ガラガラの状況ん中で、あの、あの、次に入って来たお客様が、そこに座つてしまつたと、で、それはまあ、毎回毎回そうなるつてゆうのはまあ、ううん、何かい、意図が有るのかもしれないけど、ううん、そうゆう前例ってな、私、初めて聞きましたけどね、

(私) いや、都会と全然違うのはあの、常に閑散あの、超閑散の状況でしか行かないわけなんです、

(アダチ) あ、ゆう温泉なんですかね？

(私) ええ、土日は混雑するんで、平日しか行かないんです、私は。そうゆう状況で起きてるのが、極めておかしいと、

(アダチ) ううん、でも、ずうつといつも行ってるところなんですよ？ ううん、

(私) ええ、ま、加えてあの、私あの、昔からあの、そういう風呂好きなんで、スーパー銭湯だの、フィットネスクラブだの、しょっちゅう利用してたんですけども、全くあの、そうゆう、取られた経験が無いんで、そうゆう意味からもおかしいとゆう状況でまあ

(アダチ) ううん、その、何て言うんでしょう？ 浴場、温泉施設の、ま、私共のその、指導センターってのが、あの、いわゆるその、銭湯さんのような、あの、営業上の皆さんとの、いわゆる衛生的な観点の、あの、経営指導を行つてるとこなんですよ、で、まあ、浴場業法つてのが在るんですけど、今回のケースで行くと、いわゆる公共のスペースの洗い場つてゆうか、蛇口をですね、あの、まあ、その、使われてしまうつてゆうのがまあ、基本的には公共の物ですから、使われてしまうもしまわないもないんですね？ 空いてれば、誰が、誰もが使っていいですよって物なんで、あの、要は公園の水道とかと一緒にね、で、その蛇口つてゆうのはその、銭湯の浴場の利用者の皆さんに使っていただくために、浴場施設の事業主が設置している物ですから、この蛇口は俺の物だとか、私の物だつてゆう物ではないので、

P-6 号書証

(私) ああ、もちろん、ですから、意味が違うんですね?

(アダチ) た、たぶん、お客様が感じら、感じていらっしゃる違和感てゆうのは、そうゆうどこではない話じゃないですか?

(私) ええ、あの占有権は元々主張してないんです、あの、そうゆう観点ではなくて、

(アダチ) いずれにしても、あれじゃないですか? そうゆう行いに対しての不信感とゆうか、だからそこの辺はねえ、ちょっと申し訳無いんですけど、うちのほうでも、何とも申し上げようが無いんですよね?

(私) てゆうか、あの、すいません、苦情処理マニュアルってのは、都道府県単位で作ってるけど?

(アダチ) はいはい、作りますけどね、

(私) それに乗つかつて来る事例じゃないんですか?

(アダチ) ではないですね、というのは結局その、個人のまあ、何て言うんでしょうね? 價値観とゆうか、個人のその、嗜好の部分とかとか、要は、あの、ま、類似するケースだとすれば、たまにあの、飲食店で、その、経営者の、要は店長さんとかですね、あの、何だ、いわゆる料理人さんの態度が横柄だってゆう、よく有るじゃないですか? 横柄な態度の店員さんが嫌とか、それに腹を立てて、あの、お電話を戴くことって多々有るんですけど、それ自身は、何かじやあ、そのお店が何かその、法に照らして、いけないことをやってるのかというと、そうではないんですよね? だからそのお店を罰する法律が有るのかっていうと無くて、ただ一方で、お客様が不快に思えば、お店にお客様が来なくなるわけじゃないですか? だからまあ、私共のマニュアルでは、あの、苦情処理ってゆうか、まあ、そうゆう行為があるので、ちゃんと笑顔で親切に対応しようと、とゆうようなマニュアルになるんですよね、で、基本的にはその、苦情処理マニュアルってのはあの、消費者の皆さんのが苦情対応ってゆうのが、いわゆる法律に違反してるかどうかとかですね、ルールにその、違反しないかどうかとか、で、明らかにその、ルールに違反してるので、そういういたケースが多々、あの、消費者から届いてますよというの、きちんとルール違反でもあるので、きちんと直しましょうと、ゆうような趣旨のマニュアルなんですね、

(私) うん、要するにあの、私のようなケースは、そちらでは把握していないとゆうことですね?

(アダチ) それ、今のケースで行くと、銭湯を利用される方向けのマニュアルが必要んなつて来るんですよね? 要は、浴場の経営者が配慮すべきことではなくて、銭湯を利用されるお客様側が、要は例えば、混ざ、混雜している時であればね、しょうがないと思うんです、あの、たぶんそれはお客様も文句言わないと思うんですよ、あの、何十、何十人もね、あの、お風呂中に入人が居て、10個しか蛇口が無ければ、うん、それは逆にね、申し訳無いから、ちょっと自分が洗ったら、とりあえずタオルは端っこに置いといて、お次の方どうぞってゆうんであの、お譲りされるんだと思うんですよね、ただその、そうじゃない状況の中で、例えばね、10個蛇口が有って、お客様が二、三人しか居ない時に、別のお客さんがね、入って来て、そこでイス出して、洗面器、ね、で、タオルも置いて在るんだったら、別の場所を使いましょう、みたいなのは、利用者側の配慮に、お互に利用者、お互いに利用する者

P-6 号書証

同士の配慮としてですね、だ、それは、お店のほうでも強制もできないですし、

(私) まあ、そちらに関係有るとすれば、浴槽って奴ですね?

(アダチ) ううん、ただもう、極端な話、そこまで行くともう、人間性の問題んなっちゃうじやないですか?

(私) まあ、基本そうですね、あの、そうゆう前例は無いとゆうことですね?

(アダチ) 初めて聞くケースですね、こっちも、たぶんあの、そうゆうケースそのものが、本当に珍しいんだと思いますよ、毎回毎回そうなっちゃうってのは。普通でしたらね、あの、ガラ空きなんだったら、別んとこ行けよってね、

(私) まあ、問題はですね、日本だけのケースじゃないってことですね?

(アダチ) ううん、

(私) どこでも世界中、お風呂場、こうきゅう、公衆浴場は有るわけですから、そ、その意味が、まあ、問題無いかどうかですね? 行為の。

(アダチ) ううん、だから、まあ、段々、段々そのね、昔、昔と言うのも変ですけど、ちょっと前まではそういうね、みんなで使う場所を、ね、あの、利用する時に、お互いがお互いを気を遣うってゆうのがね、暗黙の中で有る、ま、いわゆる、ね、先ほどお客様のお言葉の中でね、お互いがお互いを尊重し合うというね、そうゆう姿勢で利用するから、みんな気持ち良く利用できるんでしょうけど、そういう意味では最近ね、本当に自分のことしか考えないとゆうかね、非常にその施設を利用されてる他の利用者がどう感じるのかってゆうのを考えないような行動を取るってゆう方もたいへん増えてるってのも事実だと思うんですよね、ううん、そこはもう、人間性の問題だと思うんですけどね? はい、

(私) わかりました、お忙しいとこ、ありがとうございました、失礼します。

(アダチ) はい、申し訳ございません。

以上

20200217 今井豊

20200109 10:30 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から、一般社団法人 日本温泉協会(〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館3階、TEL03-6261-2180)のクドウさんへの通話録音の反訳書

(私) もしもし、あ、すいません、あの、トラブル事例の、あの、前例が有るかどうか教えていただきたいんですけども? あ、温泉協会ですよね?

(クドウ) はい、そうです、

(私) ええとまあ、自宅の近所の温泉に、まあ、月に三回くらい通ってるんですけども、そこで、あの、いつも空いてる時に行ってるんですけども、あの、まあ、空いてるからあの、使ってたイスはそのまま置いといて、あの、露天風呂に行ったりするんですけども、その、その間にあの、後から来た人が、あの、イスを横取りしてしまうとゆう事例があの、何度も繰り返して、そもそもそうゆう横取りってゆうのは、極めて稀有なんじやないか? と思うんですよ、その前例を教えていただきたいと思いまして、

(クドウ) はああ、ちょっと当局では、そういった相談は今まで無かったもので、

(私) 無いですよね? そうですねえ、あの、全国の温泉から、まあ、そういった事件とゆうか苦情の代表的なものは集ま、そちらに集まるわけですよね?

(クドウ) そうですね、ま、苦情とかそういうんに関しては、消費者庁とかそういったところに連絡していただくようにお願いはしてるんですけども、

(私) ええ、まあ、内容として、苦情というよりはまあ、まあ、違法行為というか、不法行為というか、犯罪というか、そのへんの類なんですけど? そうゆう事例は聞いてないですよね?

(クドウ) 特には、今まで聞いたこと無いですね、

(私) はい、あの、そうゆうご担当ですか? 失礼ですけども、

(クドウ) いや、そういったのはあまり受けないので、

(私) あ、そもそもそうゆう話が無いってことですね? 別にあの専門的に、そうゆう苦情を扱うような方ではないとしても、

(クドウ) そうですね、はい、

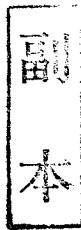
(私) ああ、判りました、まあ、それだけ伺いたかったんですけど、はい、えと、クドウさんですか?

(クドウ) はい、クドウでございます、

(私) はい、あ、ありがとうございました。

(クドウ) はい、ありがとうございます、また何か有りましたら、宜しくお願ひします。

以上



平成31年(ワ)第119号 慰謝料請求事件

原告 今井 豊

被告 群馬県

答弁書

令和元年6月21日

前橋地方裁判所民事第1部C係 御中

〒371-0026

群馬県前橋市大手町一丁目5番11号

長谷川法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人 弁護士 長谷川 亮輔



電話 027-212-5511

FAX 027-212-5512

被告指定代理人

浦野 弘則

同

星野 佳彦

同

木村 就一

同

森下 信編

同

筑井 智史

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 原告の主張の整理

「訴状P」の第2「請求の原因」及びこれを補充した令和元年5月20日付け「訴状P訂正申立書兼釈明書」（以下「釈明書」という。）によれば、原告が主張する群馬県警察の職員又は組織体としての群馬県警察による不法行為は大要、次のとおりであると解される。

(1) 不法行為1

平成31年1月21日午後2時頃に群馬県利根郡みなかみ町上牧1996番地7所在の公衆浴場「風和の湯」（以下「風和の湯」という。）において原告が使用していた椅子が横取りされたとの内容（以下この内容に係る事案を「椅子の横取り事案①」といい、同事案①に係る「椅子を横取りした者」を「椅子を横取りした者①」という。）で、原告は、同日午後2時30分頃、群馬県沼田警察署（以下「沼田署」という。）に通報した。そして、原告が現場臨場した警察官らに対し同横取り行為の違法性を主張したにもかかわらず、同警察官らは不当に違法性を否定した（以下「不法行為1」という。）。

(2) 不法行為2

ア 不法行為2の1

平成31年1月29日午後1時頃に風和の湯において原告が使用していた椅子が横取りされたとの内容（以下この内容に係る事案を「椅子の横取り事案②」といい、同事案②に係る「椅子を横取りした者」

を「椅子を横取りした者②」という。)で、原告は、同日午後1時51分、沼田署に通報した。そして、原告が現場臨場した警察官らに対し同横取り行為の違法性を主張したにもかかわらず、同警察官らは不当に違法性を否定した(以下「不法行為2の1」という。)。

イ 不法行為2の2

また原告は、「椅子を横取りした者②」の身元の開示を同警察官らに求めたが、同警察官らはこれを不当に拒否した(以下「不法行為2の2」という。)。

(3) 不法行為3

ア 不法行為3の1

平成31年2月6日午前9時50分、原告は沼田署において、対応した警察官に対し、椅子の横取り事案①及び同②について事件化を求めるが、同警察官はこれを不当に拒否した(以下「不法行為3の1」という。)。

イ 不法行為3の2

また原告は、このとき対応した警察官に対し、椅子を横取りした者①及び同②の身元の開示を、両名に対する訴訟提起の目的で求めたが、同警察官はこれを不当に拒否した(以下「不法行為3の2」という。)。

2 請求の原因に対する認否

上記整理に基づき、請求の原因に対する認否を行う。

(1) 不法行為1に対する認否

不法行為1については、平成31年1月21日、椅子の横取り事案①につき、原告からの通報に基づき、沼田署の警察官が現場臨場し、対応したことは認める。その余の部分は、後記第3の1のとおりの被告による反論内容に相反する限度で、否認又は争う。

(2) 不法行為2に対する認否

ア 不法行為 2 の 1 に対する認否

不法行為 2 の 1 については、平成 31 年 1 月 29 日、椅子の横取り事案②につき、原告からの通報に基づき、沼田署の警察官が現場臨場し、対応したことは認める。その余の部分は、後記第 3 の 2 のとおりの被告による反論内容に相反する限度で、否認又は争う。

イ 不法行為 2 の 2 に対する認否

不法行為 2 の 2 については、対応した警察官が原告に対し、椅子を横取りした者②の氏名等を教示しなかったことは認める。その余の部分は、後記第 3 の 2 のとおりの被告による反論内容に相反する限度で、否認又は争う。

(3) 不法行為 3 に対する認否

ア 不法行為 3 の 1 に対する認否

不法行為 3 の 1 については、平成 31 年 2 月 6 日、原告に対応した警察官が、原告からの椅子の横取り事案①及び同②についての事件化の求めに応じなかったことは認める。その余の部分は、後記第 3 の 3 のとおりの被告による反論内容に相反する限度で、否認又は争う。

イ 不法行為 3 の 2 に対する認否

不法行為 3 の 2 については、対応した警察官が原告に対し、椅子を横取りした者①及び同②の氏名等を教示しなかったことは認める。その余の部分は、後記第 3 の 3 のとおりの被告による反論内容に相反する限度で、否認又は争う。

3 群馬県警察の対応を除いた原告主張の事実は不知。

4 原告の主張は争う。

第 3 被告の主張

1 不法行為 1 について

(1) 関係すると思料される記録

原告が主張する不法行為1に関係すると思料される記録は、平成31年1月21日付け相談業務報告書（乙第1号証の1）である。

乙第1号証の1によると、次のとおりの事実が認められる。

ア 原告による通報

平成31年1月21日午後2時41分頃、原告から群馬県警察本部に対し「温泉の浴室で私が使っている椅子を勝手に使われた」旨の110番通報があった。

イ 現場臨場

同通報を受け、沼田署の警察官が現場臨場し、同日午後2時52分頃から同日午後3時15分頃まで対応した。

ウ 原告による申立て

原告の警察官に対する申立て内容は次のとおりである。

- 本日、日帰り温泉である風和の湯（群馬県利根郡みなかみ町上牧1996番地7）に入浴にきました。
- ここは月に3回程度利用しますが、毎回のように、私が使正在る椅子と体を洗う場所を、湯船に浸かっていたり、露天風呂に行っている間に、勝手に使われます。
- ここは、体を洗う場所に椅子置き場から椅子を持ってくるシステムで、私はいつも客の少ない平日の利用し、本日も体を洗う場所がたくさん空いているのにもかかわらず、私が使っている椅子と体を洗う場所を勝手に使われました。
- 毎回違う人がやるので組織的に私に嫌がらせをしていると思います。
- けんかになるようなことは今のところありませんが、今後相手を訴える際に警察を入れて記録を残しておく必要があると思い通報し

ました。

エ 原告に対する対応内容

現場臨場した警察官による対応内容は次のとおりである。

○ 警察官が原告に対し、場所取りについては、温泉施設の決まりに基づいたうえで行うよう教示した上で、「椅子が置いてあるだけでは利用状況は分からぬのではないか」と問うたところ、原告は警察官に対し「今後はタオルを置く等して意思表示をしっかりしたいと思います」とのことであった。

○ 警察官は原告に対し、相談受理として記録を残す旨伝えた。

(2) 被告の主張

捜査を行うか、どのような捜査を行うかについては捜査機関に裁量が認められる。

椅子の横取り事案①において椅子を横取した者①による（原告が言うところの）「椅子の横取り」行為に違法性がないことは、わが国の公衆浴場の通常の利用実態等からして明らかである。すなわち、わが国の公衆浴場においては、利用者が洗い場で使用した共用の椅子を使用後もそのままの状態で置き放しにして立ち去ること、また、そのように洗い場に置き放しにされた共用の椅子を別の利用者がそのまま引き続き利用することは、よく見られることである上、いわば通常の利用形態として社会的に容認されていることである。したがって、原告が言うところの「椅子の横取り」行為には、社会通念上、通常何ら違法性は認められない。そして、本件において、違法性を肯定すべき特段の事情が認められないことは、椅子の横取り事案①につき現場臨場した際の原告と警察官らとのやりとりの録音内容の反訳であると考えられる甲第1号証からしても、明白である。例えば、甲第1号証3頁目14～17行目によれば、原告自身、「椅子を横取りした者①」による「椅子の横取り行為」

につき、同人において原告に対する害意が全くなかったことを、同人から直接確認していること、またこのことにつき、「椅子を横取りした者①」が原告に対し謝罪している事実が認められる。したがって、椅子の横取り事案①における椅子を横取りした者①の違法性を否定した警察官の判断に何ら裁量の逸脱はなく、違法はない。したがって、原告が主張する「不法行為1」については、違法性がなく、不法行為は成立しない。

2 不法行為2の1及び不法行為2の2について

(1) 関係すると思料される記録

原告が主張する不法行為2の1及び不法行為2の2に関すると思料される記録は、平成31年1月29日付け相談業務報告書（乙第1号証の2）である。

乙第1号証の2によると、次のとおりの事実が認められる。

ア 原告による通報

平成31年1月29日午後1時53分頃、原告から沼田署に対し「温泉の浴室で私が使っている椅子を勝手に使われそうになった」旨の通報があった。

イ 現場臨場

同通報を受け、沼田署の警察官が現場臨場し、同日午後2時24分頃から同日午後3時4分頃まで対応した。

ウ 原告による申立て

原告の警察官に対する申立て内容は次のとおりである。

- 本日、日帰り温泉施設の風呂で入浴しました。
- 私は内湯出入口から入り、右奥の蛇口前の身体を洗う場所に椅子を置いて使いました。
- その後、私はその場所を使っていることを示すために、椅子をそのままにし、私のタオルをシャワーに縛り付けた状態で内湯の浴槽

に入りました。

- 私が使っていた洗い場は、内湯に入っている私の場所から2メートル無いくらいの場所で、他に客がいないことから、明らかに私がその場所を使っていると分かるはずなのです。
- ところが、椅子を横取りした者②が、私が使っていた洗い場を使おうとしたのです。
- 椅子を横取りした者②は、私がシャワーに結んでいたタオルをほどいていました。
- そして、そのタオルがずり落ちました。
- 私はその様子を見て、椅子を横取りした者②に対し、「この椅子に座ろうとしたのですか」と聞いたところ、「気がつかなくてごめんなさい」と言われましたので、「気がつかないはずないですよね」と答えました。
- 椅子を横取りした者②の行為は、私に対する脅迫罪、侮辱罪であるので、訴えたいのです。
- また今回の件は、現在、私から群馬県に対して訴訟中の前橋地裁平成30年(ワ)356号慰謝料請求事件の延長上の行為であり、関係があります。
- 今回のように、人が使っている洗い場を使う行為は、公序良俗を乱す行為です。

エ 原告に対する対応内容

現場臨場した警察官らによる対応内容は次のとおりである。

- 警察官らは椅子を横取りした者②に対し事情聴取したところ、
 - ・ 誰かが洗い場を使っていること、タオルがシャワーに縛られたことに気づかず、私がシャワーを持ち上げたところタオルがずり落ちたので、タオルをシャワーに縛り直そうとしました。

・ そしたら男の人に注意されたので、何度もその人に謝ったのですが、許してもらえませんでした。
とのことであった。

○ 警察官らは原告に対し、今回の件は脅迫罪、侮辱罪にならず、警察で事件として扱うことはできないので、今回の件を記録しておくこと、さらに今後このようなトラブルにならないように、洗い場の場所取りをしないように説明したところ、しぶしぶ納得した様子だった。

(2) 被告の主張

ア 不法行為 2 の 1 について

椅子の横取り事案②において椅子を横取りした者②による（原告が言うところの）「椅子の横取り」行為に違法性がないことは、前記のとおり、わが国の公衆浴場の通常の利用実態及び警察官らが椅子を横取りした者②から事情聴取した結果からして明らかである。したがって、椅子の横取り事案②における椅子を横取りした者②の違法性を否定した警察官の判断に何ら裁量の逸脱はなく、違法はない。したがって、原告が主張する「不法行為 2 の 1 」については、違法性がなく、不法行為は成立しない。

イ 不法行為 2 の 2 について

「椅子を横取りした者②」の氏名等は個人情報に該当する（群馬県個人情報保護条例（平成 12 年群馬県条例第 85 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 1 項。乙第 2 号証。）。そして、本件では、個人情報を開示できる例外的場合に該当しない（個人情報保護条例第 8 条）。したがって、警察官が、椅子を横取りした者①及び同②の氏名等を原告に対し教示しなかったこと（不法行為 2 の 2 ）については違法性がなく、不法行為は成立しない。

3 不法行為3の1及び不法行為3の2について

(1) 関係すると思料される記録

原告が主張する不法行為3の1及び同3の2に関係すると思料される記録は、平成31年2月6日付け相談業務報告書（乙第1号証の3）である。

乙第1号証の3によると、次のとおりの事実が認められる。

なお原告は、本件については警察官でない者が対応した旨主張するが（釈明書4頁19行目等）、乙第1号証の3に記録された内容のとおり、そのような事実はない。

ア 原告の沼田署に対する来訪

原告は、平成31年2月6日、「私ともめた相手方の住所氏名を教えて欲しい」との用件で沼田署を来訪した。

イ 原告の申立て

原告の警察官に対する申立て内容は次のとおり。

- 私は、みなかみ町にある風和の湯に入浴に行った際、自分が少し席を離れている間に、別の客に座席を取られる被害に遭い、もめごとになりました。
- 座席を別の客に取られるということは、村八分行為であり、私の名誉を侵害する脅迫行為です。
- 相手方を裁判にかけたいので、私ともめた相手方の連絡先を教えてほしい。
- また、書面の末にある「要請事項」について、沼田署としての見解を示すこと。

ウ 原告に対する対応内容

対応した警察官による対応内容は次のとおりである。

- 「過日の二度の通報について」と題する書面の提示を受けながら、

相談に対応した。同書面は、内容確認後、原告に返却した。

○ 原告が回答を求めたQ(1)「被疑者らは、私が陳述した通り（犯行を）認めているのか否か」に対する回答内容は次のとおり。

- A(1)「公共場所における行為であり、違法性を認めない。違法行為でない以上、相手方の人定を教えることはトラブルの要因となるから、教えることはない。」

○ 原告が回答を求めたQ(2)「事件性を否定するなら、合理的根拠を数字で示せ」に対する回答内容は次のとおり。

- A(2)「要望する数値については、数字に関する客観的評価ができないので、示さない。」

○ 原告が回答を求めたQ(3)「対応窓口を示すこと」に対する回答内容は次のとおり。

- A(3)「対応窓口は、事案ごとに担当部署が異なるから、担当者を示さない。」

○ 警察官が原告に対し、原告が回答を求めた上記3事項につき説明した上で、後日、同相談に関する警察としての見解を示すことはないことを説明したところ、原告は、「膠着状態となることは想定していました。とりあえず分かりました」と申し立て、辞去了した。

(2) 被告の主張

ア 不法行為3の1について

椅子の横取り事案①及び同②において椅子を横取りした者①ないし同②による（原告が言うところの）「椅子の横取り」行為に違法性がないことは、前記のとおり、わが国の公衆浴場の通常の利用実態等からして明らかである。したがって、椅子の横取り事案①及び同②につき事件化しないとした警察官の対応に何ら裁量の逸脱はなく、違法はない。したがって、原告が主張する「不法行為3の1」については、

違法性がなく、不法行為は成立しない。

イ 不法行為 3 の 2 について

前述のとおり、椅子を横取りした者①及び同②の氏名、住所等は個人情報に該当するところ（個人情報保護条例第2条第1項），本件は、個人情報を開示できる例外的場合に該当しない。したがって、警察官が、椅子を横取りした者①及び同②の氏名、住所等を原告に対し教示しなかったこと（不法行為 3 の 2）については違法性がなく、不法行為は成立しない。

4 捜査の性質等からしても、原告の請求に理由がないことは明らかであること

(1) 捜査の適正を欠くことを理由として国家賠償請求できること

不法行為 1，同 2 の 1 及び同 3 の 1 については、原告は、群馬県警察による捜査が適正を欠くとして本訴に及んでいると解されるところ、そもそも捜査機関による捜査が適正を欠くことを理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできない（最高裁判所平成 2 年 2 月 20 日第 3 小法廷判決・集民 159 号 161 頁。乙第 3 号証。）。

(2) 個人情報保護条例のほか、地方公務員に課された守秘義務、捜査における秘密の保持という見地からしても、原告の請求に理由がないこと

不法行為 2 の 2 及び同 3 の 2 に関し、警察官が原告に対し、椅子を横取りした者①及び同②の氏名、住所等を教示しなかったことは、前記のとおりの個人情報保護という理由のほか、地方公務員に課せられた守秘義務（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 34 条第 1 項。乙第 4 号証。）、捜査における秘密の保持（犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 9 条。乙第 5 号証。）という見地からしても是認されるべきことである。

(3) 原告の請求に理由がないこと

以上のとおり、捜査の性質に関する最高裁判例、警察官の守秘義務等に関する法令の定めからしても、原告の請求に理由がないことは明らかである。

第4 結語

以上のとおり、原告の請求にはいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上

処理済み

署 担 当 課 長	課 員

所 属 長	次 席 等	課 員

受理番号

1911710000050

男女間トラブル 自殺企図 重要案件 開示不可 他所属移管 他所属参考送付

相談業務報告書

受理担当者	所属	沼田警察署	課係	水上交番	階級	巡査部長	氏名	橋本 誠 (職員番号 [REDACTED])	印
受理日時	平成 31年 1月 21日 14時 52分 ~ 15時 15分 までの間 (24時間制で記入)								
相談者	(住 所) 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1 (職 業) [REDACTED] (氏名) 今井 豊 性別 一男 ([REDACTED] 歳) TEL FAX/携帯 [REDACTED]								
相談方法	来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> 署(所)外活動 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>			種 別 [REDACTED]					
件 名	温泉の浴室で私が使っている椅子を勝手に使われた								
相談概要	本日、日帰り温泉である風和の湯（群馬県利根郡みなかみ町上牧1996番地7）に入浴に来ました。ここは月に3回程度利用しますが、毎回のように、私が使っている椅子と体を洗う場所を、湯船に浸かっていたり、露天風呂に行っている間に、勝手に使われます。ここは、体を洗う場所に椅子置き場から椅子を持ってくるシステムで、私はいつも客の少ない平日に利用し、本日も体を洗う場所がたくさん空いているにもかかわらず、私が使っている椅子と体を洗う場所を勝手に使われました。毎回違う人がやるので組織的に私に嫌がらせをしていると思います。けんかになるような事は今のところありませんが、今後相手を訴える際に警察を入れて記録を残しておく必要があると思い通報しました。								
処理結果備考	場所取りについては、温泉施設の決まりに基づいたうえで行うよう教示したうえで、椅子が置いてあるだけでは利用状況が分からぬのではないか問うと「今後はタオルを置く等して意思表示をしっかりしたいと思います」とのことであった。また、相談受理として記録を残す旨伝えた。								

【措置結果】 [解決 ■ 他機関引継 他県警引継 苦情処理済み] 《継続 引継 苦情継続 》

[最終処理結果]

[対応責任者氏名等]

所 属 長	課 · 署 員

所属 課・係
階級 氏名 印
(職員番号 [REDACTED])

最終処理結果備考	[REDACTED]

【最終措置結果】 年 月 日 [解決 他機関引継 他県警引継 苦情処理済み]

乙第一号証の /

件番号
処理結果(とおり)

署 担 当 課 長	課 員 員

所 属 長	次 座 等	課 員

受理番号

1911710000083

男女間トラブル 自殺企図者 重要案件 開示不可 他所属移管 他所属参考送付

相談業務報告書

受理事務担当者	所属 沼田警察署	課係 水上交番	階級 巡査長	氏名 塚越 幹 (職員番号 [REDACTED])
受理事務日時	平成31年 1月 29日 14時 24分 ~ 15時 4分 までの間 (24時間制で記入)			
相談者	(住 所) 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1 (職 業) [REDACTED] (氏 名) 今井 豊 性別 一男 (年齢) [REDACTED] TEL FAX/携帯 [REDACTED]			
相談方法	来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> 署(所)外活動 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	種 別 [REDACTED]		
件 名	温泉の浴室で私が使っている椅子を勝手に使われそうになった			
相談概要	本日、日帰り温泉施設の風呂で入浴しました。私は内湯出入口から入り、右奥の蛇口前の身体を洗う場所に椅子を置いて使いました。その後、私はその場所を使っていることを示すために、椅子をそのままにし、私のタオルをシャワーに縛り付けた状態で内湯の浴槽に入りました。私が使っていた洗い場は、内湯に入っている私の場所から2メートル無いくらいの場所で、他に客がない事から、明らかに私がその場所を使っていると分かるはずなのです。ところが、[REDACTED] という方が、私が使っていた洗い場を使おうとしたのです。[REDACTED] は、私がシャワーに結んでいたタオルをほどいていました。そしてそのタオルがずり落ちました。私はその様子を見て [REDACTED] に対し、「この椅子に座ろうとしたのですか。」と聞いたところ、「気がつかなくてごめんなさい。」と言われましたので、「気がつかないはずがないですよね。」と答えました。[REDACTED] の行為は、私に対する脅迫罪・侮辱罪であるので、訴えたいのです。また今回の件は、現在、私から群馬県に対して訴訟中の前橋地裁平成30年わ356慰			
処理結果備考	本職らは、相談者の近くにいた [REDACTED] に対し事情聴取したところ、「誰かが洗い場を使っていること、タオルがシャワーに縛られていたことに気づかず、私がシャワーを持ち上げたところタオルがずり落ちたので、タオルをシャワーに縛り直そうとしました。そしたら男の人に注意されたので、何度もその人に謝ったのですが、許してもらえませんでした。」とのことであった。本職らは相談者に対し、今回の件は脅迫罪・侮辱罪にな			

【措置結果】 【解決 ■ 他機関引継 他県警引継 苦情処理済み 】 【継続 引継 苦情継続 】

〔最終処理結果〕

〔対応責任者氏名等〕

所 属 長	課 署 員

所属 _____ 課・係 _____
階級 _____ 氏名 _____ 印 _____
(職員番号 _____)

最終処理結果備考	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]
	[REDACTED]

【最終措置結果】 年 月 日 【解決 他機関引継 他県警引継 苦情処理済み 】

乙第一号証の2

■ 相談概要

謝料請求事件の延長上の行為であり、関係があります。今回のように、人が使っている洗い場を使う行為は、公序良俗を乱す行為です。

■ 处理結果

らず、警察で事件として扱うことは出来ないので、今回の件を記録しておくこと、更に今後このようなトラブルにならないように、洗い場の場所取りをしないように説明したところしぶしぶ納得した様子だった。

乙第一号証の3

所屬長	次席等	課員	署担当課長	課員
受理番号	1911710000111			

相談業務報告書

受付担当者	所属	沼田警察署	課・係	生活安全課	階級	警部補	氏名	萩原 崇之 (職員番号) [REDACTED]	印
受付日時	平成31年02月06日 10時00分~10時15分					までの間(24時間制で記入)			
相談者	(住所) 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158番地1 (職業) [REDACTED] (氏名) 今井 豊					性別 一男 ([REDACTED]歳) TEL1 [REDACTED] TEL2 [REDACTED] Eメール [REDACTED]			
相談方法	来訪 ■電話 □文書 □FAX □ Eメール □署(所)外活動 □その他 □			種別					
件名	私ともめた相手方の住所氏名を教えて欲しい								
相談概要	<p>私は、みなかみ町にある風呂に入浴に行った際、自分が少し席を離れている間に、別の客に座席を取られる被害に遭い、もめごとになりました。</p> <p>座席を別の客に取られるとすることは、村八分行為であり、私の名誉を侵害する脅迫行為です。</p> <p>相手方を裁判にかけたいので、私ともめた相手方の連絡先を教えて欲しい。</p> <p>また、書面の末にある「要請事項」について、沼田署としての見解を示すこと。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>								
処理結果備考	<p>「過日の二度の通報について」と題する書面を提示して相談をし、同書面は内容を確認後、相談者に返納した。</p> <p>口頭による相談者の訴えについては、持参した書面のとおりであり、回答を求める要請事項については、</p> <p>Q(1)被疑者らは私が陳述した通り(犯行を)認めているのか否か A(1)公共場所における行為であり、違法性を認めない。違法行為でない以上、相手方の人定を教えることはトラブルの要因となるから、教えることはない。</p> <p>Q(2)事件性を否定するなら、合理的根拠を数字で示せ A(2)要する数値については、数字に関する客観的評価がで</p>								

【措置結果】 解決 他機関引継 他県警引継 苦情処理済み 《継続 引継 苦情継続 》

〔最終處理結果〕

[対応責任者氏名等]

所屬長	課・署員	所屬	課・係
		階級	氏名
		(職員番号) 印	
最終處理結果 備 考			

【最終措置結果】

[解決□ 他機関引継□ 他県警引継□ 苦情処理済み□]

■ 处理結果備考

きないので、示さない。

Q(3)対応窓口を示すこと。A(3)対応窓口は、事案ごとに担当部署が異なるから、担当者を示さない。

旨を説明し、後日、同相談に関する警察としての見解を示すことはないことを説明すると、「膠着状態となることは想定していました。とりあえず、分かりました」と申し立て、辞去した。